

## 平成22年第8回那須烏山市議会12月定例会（第1日）

平成22年11月30日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 4時45分

## ◎出席議員（18名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	6番	沼田邦彦
7番	高德正治	8番	佐藤昇市
9番	板橋邦夫	10番	水上正治
11番	平山進	12番	佐藤雄次郎
13番	小森幸雄	14番	滝田志孝
15番	高田悦男	16番	中山五男
17番	平塚英教	18番	樋山隆四郎

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	石川英雄
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	平山隆
福祉事務所長兼健康福祉課長	樋山洋平
総合政策課長	国井豊
総務課長	駒場不二夫
税務課長	鈴木傑
市民課長	高橋博
こども課長	堀江久雄
農政課長	荻野目茂
商工観光課長	鈴木重男
環境課長	小川祥一
都市建設課長	岡清隆

上下水道課長

栗野育夫

学校教育課長

羽石浩之

生涯学習課長

川堀文玉

◎事務局職員出席者

事務局長

澤村俊夫

書記

佐藤博樹

書記

藤田元子

**○議事日程**

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第 7号 那須烏山市表彰条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 8号 那須烏山市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 9号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第11号 那須烏山市立学校設置条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第10号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第12号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第13号 訴えの提起について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 1号 平成22年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 2号 平成22年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 3号 平成22年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 4号 平成22年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 5号 平成22年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程 第15 議案第 6号 平成22年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第16 付託第 1号 請願書等の付託について（議長提出）

**○本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（滝田志孝） おはようございます。ただいま出席している議員は18名です。定足数に達しておりますので、平成22年第8回那須烏山市議会12月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る11月24日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださいますようお願いいたします。

---

◎市長あいさつ

○議長（滝田志孝） ここで、市長のあいさつとあわせて行政報告を求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄） ごあいさつを申し上げます。平成22年第8回那須烏山市議会定例会の開会にあたりましてごあいさつ申し上げます。議員各位におかれましては、年末にあたり何かとご多用のところ、ご参集を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、この1週間、国際社会は大きな緊張に包まれております。今月23日、北朝鮮が黄海の韓国領延坪島に砲撃を加え、民間人を含む多くの死傷者を出しましたことは、日本におきましても国民に大きな衝撃を与えました。民間人にこれほどの被害が出る軍事行動は、1953年に休戦をした朝鮮戦争以来の出来事であります。

すぐ隣国において、戦争を現実のものとして意識させるこの事態は、恒久平和の実現を目指す日本にとりましてゆゆしき問題であり、社会不安はもちろんのこと、経済への影響も懸念されるところでございます。

一方、国内経済に目を向けますと、新興国需要や政策支援によりまして一時回復基調にありました景気は、輸出と国内需要の頭打ちに円高と株安が加わって、再び後退の兆しを見せております。さらに、円高がこのまま推移をすれば、企業の海外移転が加速をし、国内産業の空洞化が設備投資や雇用の下押しすることが懸念をされております。

自動車関連企業の多い栃木県の経済状況はさらに厳しく、先ごろ東京商工リサーチが発表いたしました10月の県内倒産企業は、前月比66%増の15件、負債総額23億5,000万円と、累積で昨年を上回るのは確実な情勢となっております。特に、倒産企業の7割が負債額

3億円以下ということで厳しい経済情勢が続く中、一部企業に見られた経済回復の及んでいない、いわゆる地方の中小零細企業が体力を消耗し、資金繰りを悪化させている状況がうかがえます。

この状況は、雇用にも大きな影を落としておりまして、来春卒業予定大学生の10月時点での就職内定率は過去最低の57.6%まで落ち込んでおります。これは就職氷河期と言われた平成15年の60%台をも割り込む最悪の事態であります。

さて、こうした経済社会の情勢の中で、市といたしましては引き続き経済対策の充実に努めております。特に、雇用対策では、緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生事業を活用いたしまして、今年度これまで107人の雇用を創出をしております。さらに、本定例会におきまして公募提案型委託事業に1,200万円の補正予算を計上させていただいておりますが、これによりまして市内に新たな雇用を創出するなど、地域経済の活性化と雇用対策に努めてまいりたいと考えております。

一方、国政に目を向けますと、昨年の政権交代で熱気に満ちておりました地域主権改革につきましては、ひもつき補助金を廃止をして導入する一括交付金や国の出先機関改革の具体的内容が年末に決まることとなっておりますが、議論の後退を懸念しているところであります。

さらに、貿易自由化を進める環太平洋経済連携協定、いわゆるTPP交渉であります。この交渉をめぐる議論の高まりと農業分野への影響、さらにその対策も含めた農業再生のための制度改革など、今後の国政の動向はこれまで以上に目の離せない状況であります。

このように必ずしも明るいとは言えない世相でございますが、明日12月1日には、県内でも師走の風物詩としてすっかりおなじみになりました第10回みなみなすタウンイルミネーションの点灯式が当南那須庁舎前で行われ、1カ月余りにわたりまして夜の町を華やかに彩ります。観光協会を初めボランティアの関係の方々にお礼を申し上げますとともに、議員各位におかれましてはこのイルミネーションをご観覧いただければ幸いに存じます。

また、平成22年度も第3四半期最後の月を迎えようとしております。市政におきましても、総合計画に基づく本年度事務事業の総仕上げの時期を迎えつつございます。引き続き市政へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

今次定例会におきましてご提案申し上げます案件は、補正予算案6件、条例案5件、議決案2件の計13件であります。何とぞよろしく慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（滝田志孝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において

12番 佐藤雄次郎議員

13番 小森幸雄議員を指名いたします。

---

### ◎日程第2 会期の決定について

○議長（滝田志孝） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付しましたとおり本日から12月9日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10日間と決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力願います。

---

### ◎日程第3 議案第7号 那須烏山市表彰条例の制定について

○議長（滝田志孝） 日程第3 議案第7号 那須烏山市表彰条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、市政の確立及び発展、市民福祉の増進等に寄与し、または広く市民の模範となる行為があった者を表彰することにより、市の自治の振興に資することを目的として制定をするものであります。

合併以前の南那須町、烏山町におきましては、各々の表彰規定に基づき表彰を実施をしてまいりましたが、合併後5年が経過をし、本市のまちづくりも節目の年を迎えましたことから、その間、新市の建設にあたって尽力をいただいた各界の功労者に対して感謝の意を表するとともに、広く市民の功績を顕彰するため、関係規定を整備するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせていただきますので、何とぞ慎重にご審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） それでは、私のほうから、ただいま上程になりました那須烏山市表彰条例の制定について、内容を説明申し上げたいと思います。

本条例の検討につきましては、ご案内のとおり、各行政機関の代表の方、議会議員代表ということで8名ほどの検討委員会で慎重に審議を進めてきまして、今般それがまとまって条例として提案をするものでございまして、これらの検討結果は最大限尊重した形で上程をするものでございます。

1 ページを開いていただきまして、本条例は12条からなる条例でございまして、まず、第1条は目的でございまして、先ほど市長提案理由のとおり、市政の確立、発展、市民の福祉の増進等に寄与するというを目的にしております。

第2条が表彰の種類を規定しておりまして、ここに記載のとおり、市民荣誉賞、特別功労表彰、市政功労表彰、善行表彰、文化スポーツ功績賞及びまちづくり貢献賞、この6種類と定めているものでございます。

以下、第3条から第8条につきましては、今申し上げました6種類の表彰の内容等を明記したものでございます。まず、第3条が市民荣誉賞でございまして、これは市民の荣誉となる顕著な成績を収め、市民に希望と活力を与えた功績が特に顕著な方ということで、表彰することで定めておりますが、世界的な規模の大会でありますとかコンクール、これらで顕著な成績を収めた方を想定をしてございまして、例えばオリンピックであるとか世界大会とか、そんなようなイメージになろうかと思っております。

続いて、第4条が特別功労表彰を規定しておりまして、やはりこれも市の発展、市の公益性の増進、特に顕著な貢献をされた方という形でありまして、以下第5条から第8条にありますような表彰を受けた方でも、引き続き市政発展のために尽くされた方などを改めて表彰するというようなことになろうかと思っております。

第5条が市政功労表彰、これが一般的な自治功労的なものになりますけれども、市政の確立及び発展、福祉の増進等に顕著な功績を残した者という形でありまして、各種特別職とか非常勤特別職、それと国、県から委嘱された委員、それぞれの方々がある一定期間、おおむね3期から4期ですから、10年から12年の長きにわたって貢献された方ということで表彰するものでございます。

第6条が善行表彰の規定でございまして、市民の模範となる善行または篤行があったと認め

られる者ということでありまして、これらにつきましては、自己の危険を省みず人命救助したとか、多額の寄附をされた方ということで表彰を考えておりまして、なお、寄附につきましては個人、団体とも100万円以上ということ想定しております。

第7条が、文化スポーツ功績賞ということでありまして、記載のとおり、芸術、科学その他文化スポーツの分野において、市民の誇りとなるようなすぐれた功績を収められた方という形でありまして、先ほど市民栄誉賞などは世界規模のものに対しまして、このスポーツ功績賞などは全国規模の大会、コンクール等において優秀な成績を収められた方に対してという考え方になります。

最後の第8条でありますけれども、まちづくり貢献賞、これが特色あると申しますか、本市独自のものになろうかと思っておりますけれども、地域の振興とか活性化に貢献した功績が顕著な方ということでありまして、独自の表彰区分でございまして、先ほどから申し上げた第3条から第7条につきましては、ある程度公的な部分とか広く知れ渡るような功績に対して行われるものに対しまして、この第8条でいうまちづくり貢献賞は地道な活動と申しますか、地域活動とかボランティア活動、こんなものを長年にわたって努力されている方、そういう方々を顕彰したいということでありまして、多年と言いましてもおおむね10年を目安と考えているところでございます。

最後のページであります、第9条が被表彰者の決定でございます。先ほどの表彰の被表彰者につきましては、記載のとおり市の表彰審査会を設けまして、そこで審査をし、市長に答申があつて、市長が決定するというような形になります。審査会の構成とか運用は規則で詳細定めておりますけれども、行政機関の代表の方、もちろん議会の代表の方にも入っていただきます。それ以外に民間からの意見も聞こうということで、行政区長代表、社会福祉協議会長、商工会会長、こういう方々に入ってもらって11名ほどでこの審査会を運営したいと考えているところでございます。

次に、第10条が表彰の実施でございます。表彰は毎年9月1日を基準日として行い、10月にこの式典を開催したいと考えております。ただし、市長が特に認める場合は別の日でもできるというような限定規定をしておりますが、これはまず10月に行うということは、市制施行記念日が10月1日でございます。ですから、それらを中心とした日に、この記念式典行事を行いたい。そのためには、準備とかいろいろ内申事務などがございまして、1カ月前、9月1日を基準日として年数を計算して表彰する、審査をするという形になります。

なお、別の日でもできるという規定でございまして、例えば先ほど第3条で市民栄誉賞、これは世界的な規模、オリンピックでメダルをとったとか、そういう場合には、次の10月まで待っているよりもタイムリーに表彰することも必要かなというような部分もございまして、ま

た、国政的な選挙がぶつかってしまう。大きな災害があったというような場合には、別の期間にも実施できるというふうなことを想定しているところでございます。

次、第11条が再表彰でございますが、ここでは別に表彰事由に該当する場合には重ねて表彰するという規定でございますが、ただし、先ほどの自治功労的な市制功労表彰につきましては、重ねて同じ表彰はしませんという形であります。そういう方々が引き続き貢献されて努力された方は特別表彰のような形の表彰という形になるかと思えます。

それから、第12条が委任であります。この条例の施行に関して必要な事項、市長が別に定めるということで、先ほどもちょっと触れましたように、これらの運用でありますとか、審査会の規模、構成、運用、これらにつきましては、規則のほうで詳細定めるということにしております。

なお、附則につきましてですが、公布の日から施行としておりますが、本条例が議決いただきますれば、直ちに公布をいたしまして、内申事務といいますか準備を進めて、今年度に限って先ほどの特例的な部分でもありますが、今回初めて条例を制定するわけありますので、これらの条例にのっとり、来年2月20日を一応この記念式典を開催するというところで準備を進めておりますが、そんな内申事務等を進めていきたいと考えているところでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

13番小森議員。

○13番（小森幸雄） ただいま上程中の議案第7号の中で2点ほど質問させていただきたいと思えます。まず、1点目は、3条関係の市民栄誉賞ですか、世界的な規模での活躍という説明がございまして、また、その7条関係は、文化スポーツ関係では国内の大会で顕著な成績を収めたということになるという説明であります。ということは、例えば世界大会はワールドですから、それよりちょっと小さいアジア大会はどうなんだ。こういうのが1つ疑問になってきます。そのアジア大会でメダルをとればどこに入るのかなと私は思ったものですから、これを説明をいただきたい。

もう1点は、第10条、9月1日を基準日にして10月に毎年表彰式を行う。そういうふうに説明があったんですが、平成23年については合併5周年記念、ことしなんです。表彰条例がないものだからできなくて、2月にやる。2月にやっても10月に平成23年分をやるのかどうなのか。この辺についてお聞かせいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（滝田志孝） 休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再会 午前10時24分

○議長（滝田志孝） 再開いたします。

駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） まず、第1点目のアジア大会については、ちょっと想定はしていなかったんですけども、やはり全国大会規模以上のものでありまして、今回中国のほうで大々的に放映されていまして、これらも世界的な規模と見てよろしいのかなと個人的には考えておりますが、いずれにしても、審査会のほうで十分その点は審査をしていただこうかなと思っております。

それから、表彰の期日関係ですね。今年度は先ほど議員ご指摘のとおり、表彰条例がなく、ほんとうは10月に5周年記念をやりたかったんですが、この条例を定める関係があつて、2月に予定しております。毎年、通常先ほど言ったような災害とかそういうものがなければ、10月に今後は定期的開催していきたいと考えているところでございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 市の表彰条例の制定ということでございますが、合併して5年間たって基礎も固まりつつあるという中でこのように表彰規定を設けて顕彰して、さらに市の発展のために貢献いただくというような提案だというふうには思います。

それで、全員協議会である程度の説明がされたところでありますけれども、もう一度確認の意味で質問しますが、6つの表彰規定が今回提案されているわけでありましてけれども、この中で、職責に対して明確に記録とか数字とか何かの文化スポーツ、いろいろな表彰規定で表彰を受けたとか、そういう明確な規定があるものについては比較的表彰しやすいというふうに思うんですけども、簡単に言うと、そうでないまちづくり貢献賞などは、この表彰の表彰選出基準あるいは選考方法、こういうものの中立、公平、透明性というものが十分確立される必要があるのかなというふうに私は考えるわけでありまして。

これは市民栄誉賞につきましても、ほかの条例に名誉市民条例があります。そういうものの区別、差別をどのようにこの表彰と分けていくのか。それについても表彰審査会の中で市民、名誉市民についても提案されるということになるのかならないのか。その辺の名誉市民条例とのかかわりですね。この表彰条例との関係、その辺はどのようになっているのか、確認をしておきたいというふうに思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） まず、1点目、まちづくりの貢献賞の審査選考を中立、公正にということで、ご意見のとおりだと思いますが、確かに地道な活動とかそういうものになりますと、何をもちいて基準とするかというのは難しいかと思っております。ですから、先ほど審査会の中にも民間のご意見もいただきたいということで、社会福祉協議会長とか行政区長、こういう方々にも入っていただくということでございまして、そういう方々からの情報の提供はもちろんでありますが、あとは各課長のほうにも自分の所管する課の関係団体、これらも漏れなく把握していただいて、推薦をしていただきたいと考えているところであります。

あとは審査なんですけれども、11名で先ほど審査をするというふうに申し上げました。できれば、ここで全会一致で審査をお願いして多数決で決めるというのではなくて、そのような会の運営をしていただければ大変ありがたいと思っております。

それから、名誉市民と市民栄誉賞の関係でございます。まず、名誉市民は別条例で定められておきまして、この名誉市民につきましては議会の承認が必要になってきます。それがまず大きな違いにはなります。

中身的に見ますと、名誉市民というのは、長年にわたって地域貢献、市政発展、いろいろな面で貢献をされている方というイメージになるかと思っております。この市民栄誉賞は長年じゃなくても、単発に世界的な活躍をされた。そういう方を顕彰するという、その辺の違いがあるんだろうと思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ちょっと質問のやり方が間違っただけかなと思うんですが、表彰は9月1日を基準として通例であれば10月に行う。ということは、この審査委員会は9月1日を基準として、それから会議を持って10月に表彰を行う会議を開くというふうな考え方なのか。通年を通じてそういう該当される審査会の方の会議を持たれるのか。その辺がちょっと今の説明ではわかりませんでした。

さらに、その市民栄誉賞につきましては、先ほど私が質問したのは、この表彰委員会の方々のもちろん審査がされるのか。それとも、全く別の次元で議会にかけるための案を提出するのか。その辺が聞いたかったんですけれども、名誉市民の候補者としての選ばれ方とこの表彰の審査委員会とのかかわりですね、全く関係ないのか、その辺が聞いたかったんです。

もう少し深く言いますと、那須烏山市が合併して5年ですから、もっともまだまだ基盤づくりとか両町の融和融合を進める必要性あるいは実績を積む必要があるというふうには思うんですが、もっと俗っぽく、政治的に見れば、この表彰規定が前の町の段階でやられたこういう趣旨の表彰の選考が、どうも審査会に参加されている方が自分を推薦するとか、そんなこと

もかつてはありました。そういうことのないように、さらには市長を初め市の方々にとって都合のいい方はこの表彰の規定にあって、都合の悪い方は排除される。そんなことがないように、公平、中立に進めていただきたいというふうに私は思うんですが、その辺の考え方も含めてもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） まず、先ほどこよつと説明が足りなかったと思いますが、9月1日というのはあくまでも基準日でございます、そこを基準にしないと、日によっては該当する、しないというふうになってしまいますので、毎年9月1日を基準として年数を換算しますよということなので、例えば8月で10年になるんだけれども、9月ではなっていないといった場合には1年おくれるというような形になります。

そんな意味での基準日でございます、この基準日から準備をして表彰したのでは10月に間に合いませんので、もちろん準備とかは今回もこの議決が承認されれば、今から準備をして2月に、それでも3カ月かかるわけですね。そんなような準備をしていくことになるかと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

それと、市民栄誉賞と名誉市民の審査ですね。これらは先ほども触れましたように、条例別になってございまして、別々に審査されることになるかと思っておりますが、ただ、審査会のメンバーは同じような方々をお願いするような形になってくるかと思っておりますが、いずれにしても慎重にそこで審査をした上では、市長のほうに答申があつて初めて議会に議決を求める部分、あとは今回の条例の部分について、その審査会で市長がオーケーということで表彰する。そのような違いがあろうかと思っております。

それから、表彰の公平さといいますか、これはもちろんであります。ただ、その行政機関の代表の方も審査委員会に入っております、自分が自分という可能性は出てきますが、ただ、そういう場合は除斥も設けておりますので、その場合は退席していただいて審議するというような形もありますし、もちろん先ほど言いましたように、多数決で表彰の有無を決めるのではなくて、全会一致で皆さんが合意のもとで決定していただくような、そんな会の運営をしていただければと思っております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま上程されている議案につきまして、2点ほど伺いたいと思います。

まず、1つは、表彰の種類が6つあるわけでございますけれども、これはまだ決まっていなければ結構なんです、表彰だけなのか、それとも記念品か何かをやるんでしょうけれども、

その辺のあれほどの程度の、まだ金額的にはわからないんでしょうけれども、記念品みたいなものを添えるというようなことなのかどうかをお尋ねしたいと思います。

それからもう1点は、先ほど質問にございましたように、選考委員会の中で選出されるということでございますけれども、ぜひ公平性を保っていただきたいということが1つ。

それから、これに関しては、先ほど課長の説明で、団体の長とかいろいろな特別職などについては3期以上の方というようなことがございましたけれども、ただ、3期やっていればいいものなのかどうか、その辺のところもよく検討して、中身をじっくり精査してやっていただきたい。

それともう一つは、市になってまだ5年でございます。もちろんボランティアにしる何にしるこれが10年間、先ほどの説明ですと10年間の活動ということでありますから、これは市以前の合併以前にさかのぼって、今回の今度初めて表彰する場合にはその辺の者も対象として選考されるのかどうか。その辺のことについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） まず、第1点目の記念品の関係でございます。一般的に表彰の場合に表彰状と額縁を記念品としてまずはお考えしておりますが、ただ、市民榮譽賞、特別功労賞につきましても別途、まだ、中身は詳細詰めておりませんが、例えば楯とかそんなもの（「賞金なのか記念品なのか」の声あり）金一封は考えておりませんが、賞状、額縁のほかに記念品、市民榮譽賞と特別功労賞はその辺の贈呈はしたいなど。一般的な表彰につきましても、賞状と記念品としての額縁というようなことで考えているところでございます。

それから、公平性につきましては、先ほど平塚議員に答弁したとおり、公平、中立でこれは進めるべきだろうと思っております。

それから、3期10年、これはちょっと私から答弁は難しいかと思いますが、やはりそれは審査会のほうで十分審査していただかざるを得ないんだろうと思っておりますので、その点の答弁でご了解いただきたいと思います。

それから、確かにおおむね10年が今回目安になっておりまして、合併5年ですからまだまだ10年という先の話かなと思われませんが、一応市政発展、市の確立のためにご活躍いただいたということでありますので、旧町からの活躍、これらを通算をいたしまして、合併した今までの中で10年なり12年というような年数、継続して中を中断しても通算10年なり12年というふうな期間があれば表彰の対象になるということでございます。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま課長の説明で記念品としての額縁というお話がございましたけれども、額縁は記念品になりますかね。その辺のところも今は結構ですけれども、ぜひ

検討していただきたい。いただくほうにすれば、額縁と表彰状はセットなのかなというふうに私は思っているんですが、その辺のところもご検討いただければなというふうに思っております。

それから、もう一度重ねて申し上げますけれども、このまちづくりの貢献度の10年間の活動、それから、3期以上12年の活動というようなことがございましたけれども、もちろんそういう年数も大切でございますけれども、よく中身を精査して、ほんとうに顕著な活動といたしますか、そういう人があった場合には10年が8年であっても、3期の12年が2期の8年であっても、やはり表彰に値しても私はよろしいんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の中身も十分検討して、公平に審査をされるよう要望いたします。

以上です。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 記念品につきましてはちょっと検討させていただきたい。まだ、予算も確定しておりませんので検討させていただきたいと思います。

それから、10年の活動、中身の精査ということですが、特に市政功労表彰、これらについてはある程度年数を厳密にやらざるを得ないのかなと思っておりますが、まちづくり貢献賞、これらにつきましては、多年にわたりということ为先ほどおおむね10年が目安と申し上げました。これらは10年にならなくても、それなりに皆さんがなるほどなというような活躍をされている方については、そういう方々も表彰の対象になってくるのかなと考えております。

○議長（滝田志孝） そのほか質疑はありますか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 4点ほど質問いたします。

まず、第10条の解説の欄ですね。8ページに載っております。ここに、これは今の久保居議員の質問に関連することなんですが、表彰状に添えて記念品を贈るとありますが、現在の制度の中で祝金と金品を贈っている例があると思われます。ならば、それらと均衡が図られるのでしょうか。これが1点です。これは趣旨が違うかもしれませんが、これらについての均衡も私は図る必要があるのではないかと思います。これが1点。

もう1点は、叙勲、褒章等授与された方々、これは今回の表彰規定のいずれに該当されるのか。これが2点目です。

先ほどの総務課長の説明から気づいたことなんですが、第9条の中で、表彰審査委員会11名のメンバーの中に議会議員を含めるとありますが、議員は遠慮したほうがいいのではないかと、これは私個人の考えでありますから、これからご検討いただければありがたいと思います。

それともう1点ですが、合併前の旧南那須町の表彰式では健康優良家庭といたしまして、1年間国民健康保険加入世帯のうち、この1年間、医療費を使わなかった者に対しては表彰状、それに記念品を添えて表彰式の際、町としての敬意をあらわしていました。これらについて、これからも何らかの形であらわすべきではないかなと感じているところではありますが、これらについて何か市長の考えがありましたらお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） まず、1点目の現行の中で金品等のものと重複するようなことがないかというふうなことでありますが、今のところ、その表彰規定としては表彰規定なり表彰条例というものがございませんので、想定の中にはないんですけれども、ただ、中には100歳到達とかそういう部分については表彰条例とはまた別に金品なり贈るというような例はあろうかと思いますが、以前、旧両町の中には金一封というのはあまり私は聞いたことがないんですけれども、先ほど申し上げたとおり、記章とか金銀杯とかそういう記念品は贈ったというのは記憶がございます。

それと、もちろん叙勲、褒章、これらについても先ほどの表彰の中で拾っていききたい。表彰していききたいと考えているところがございます。

議員のものについては規則のほうで考えているところがございますが、できれば議会の議員も代表的には2名程度になろうかと思いますが、広く意見をお伺いするという意味で入っていたらただければと考えているところがございます。

私のほうからは以上とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） それでは、国民健康保険関係の健康優良児と申しますか、そういう方の表彰関係でございますが、中山議員のご案内のこの表彰条例の目的ですね。これはそういうことでいろいろ市政に発展したとか、貢献したとかそういう方を表彰する事項でございます。健康の方については社会保険等の被保険者との絡みもございますので、できれば私のほうではそういった国民健康保険のいろいろな行事とか大会の中にそういうようなことは表彰されるほうが望ましいのではないかと。検討いたしますが、そのほうがよろしいのではないかなとそんなふうに執行部としては考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 4点のうち3点についてはわかりました。今、副市長に答弁いただきました健康優良家庭の件なんですけど、私も最初の質問で申し上げましたとおり、今回の表彰条例とは別に何らかの形で定めていただく必要があるのではないかなという私の考えであります。

から、それで結構です。

○議長（滝田志孝） そのほか質問等ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） それでは、ほかに質疑がないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま上程中の議案第7号については、総務企画常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、総務企画常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第4 議案第8号 那須烏山市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第4 議案第8号 那須烏山市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、職員が禁固以上の刑に処せられた場合、地方公務員法の規定により、一律に失職となってしまう現行の仕組みに対しまして、一定の条件を満たせば失職しないことができるよう、失職の特例規定を設けようとするものであります。

現在、本市にはこの特例規定がないため、職員がわずかな不注意や避けることのできない事故等によって禁固以上の刑に処せられた場合は、いかなる理由があろうとも失職となります。これを刑の執行を猶予された場合で、その罪が過失によるものであり、かつ情状酌量する余地があると判断される場合には、失職しないことができるようにするというものであります。

詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、慎重審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） それでは、ただいま上程になりました市の職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正につきまして詳細説明をさせていただきたいと思っております。

提案の中身につきましては、今、市長提案理由のとおりでございますが、いずれにしても現行の地方公務員法の定めでは、禁固以上の刑が確定すると失職するというようなことになっておりまして、これにはどうしても避けがたいとか、不注意とかによってもすべて失職になるというようなことございまして、全国的には行き過ぎた処分ではないかというようなことが話題になってきているところございまして、裁判の例を見ましても、処分の取り消しというような判例が出てきているのが背景にまずございます。

そんなこともありまして、地方公務員法でも規定していますように、条例に特別な定めという形で定めればということになっておりますので、今般条例上に失職の例外という規定を改めて追加をするものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っておりますけれども、この中で第3条と第4条の改正につきましては、見出しをつけ変えて、条文を明確にわかりやすくするということでの改正でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

第5条が失職の例外として新たに追加する条文でございます。この追加条文にあたりましては、極めて例外的な場合とすることから、一定の条件をつけてございまして、基本はあくまでも刑の執行が猶予された場合でございます。そのものであって、その刑にかかる罪が過失によるのであるということと、さらに加えて情状を酌量する余地があるものというふうな条件を付しているものでございまして、これらの条件がついた場合には失職しないことができるということにしていますが、そういう規定のほかですが、2項では逆に今度はその執行猶予が中断されたとか、そういうようになった場合には失職しますよということで改めているところでございます。

施行日は公布の日からとしているところでございますので、ぜひご理解をいただければと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 私、これらに関しましては、今回の一般質問の中に加えていることは市長ご存じのとおりと思っておりますが、この新たに加えました第5条失職の例外ですね。これは飲酒運転も含めて処罰基準を軽減する考えなののでしょうか。これについてまず1点お伺いします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） あくまでもこの規定は例外規定でございまして、先ほど言った

ように、執行が猶予されるとか、そういうことはあくまでも過失ということになります。酒酔いの死亡事故とかそういう場合はもう過失ではなくて故意というふうに判断されることかと思えますので、酒酔いによって事故、人身、それらのものについてはいくらこの条例があっても救えないものと考えております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） この条例のほか、これは平成18年10月27日付で規則をつくっております。これは那須烏山市職員分限及び懲戒等取扱規程として別につくっております。その中にはまだ具体的にありまして、標準例、こういう場合にはこのような処罰をしますよと。これは即失職から減給、休職などなどが加えてあるわけなんです、そうしますと、これらの規則についても今回改正するつもりなのでしょうか。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） この規則のほうについては、今後いろいろ中身の検討はしますが、この条例のものはまた別になります。あくまでもこの厳しい規則につきましては、これらについては今後懲罰委員会の中でこれらを基準にいろいろ審査することになりますので、先ほどの条例ができたからということで、即ではなくて、あくまでもその懲罰委員会の中で厳しく審査をされて処罰が行われるということになりますので、ご理解いただければと思っております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 今回は失職の例外として、過失によるもの、かつ情状酌量の余地のあるものとなっているわけなんです、ならば、具体的にこのような例が過去にあったでしょうか。

それともう1回確認をしたいんですが、飲酒運転は含まないんですね。この点をもう1回確認します。酒気帯び飲酒運転。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 過去にはあまり例がなかったかと思いますが、ただ、ないからということではなくて、今後としても不注意によってたまたまスリップして多くの人数に死傷者が出てしまったとか、そういう場合が想定されるかと思えます。

執行猶予がつくとか、そういうものについてはなかなかそんなには例的にはないのかと思いますが、ただ、全くないとは言えないところでございまして、ただ、もう1点、酒の関係ですね。ただ、酒酔いと酒気帯び、これは若干違いまして、例えばの話として、前日結構深酒をした。朝になってすっきりしたつもりで運転して通勤したけれども、例えばちょっと事故しちゃって、はかったら何ミリかのアルコールがあったという場合は酒気になりますので、それまで

が全部失職かという場合には、これは禁固刑とかそういうふうになる可能性は少ない形になりますので、それらの部分については分限処分とか懲戒の中でのいろいろな処分はありますけれども、そういうような厳しい処分は下されるんだろうと思いますが、酒酔いイコールすべてが失職とするものではないというふうに理解していただければと。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第8号でございますが、ただいま中山議員からも質問があったところですが、要は、これは私、議会運営委員会するときにも若干申し上げたんですが、職員の身分とか人権を守るということは非常に大事なことだというふうには私も思いますけれども、そのために仲間内でそれをかばう、救うというような、身内意識でそれを助けるというようなことに使われはしませんかと、ここが一番大事なところですよ。

それで、禁固刑以上で、しかし過失または情状酌量の余地があるものについては、失職を免れるという規定でございます。これが法律的にはこういうことで決まるんだろうと思いますが、それをすべて職を失わずに済むというような金科玉条に使われてしまうのか。あるいは市民感情から見て、禁固刑以上というのは相当重い罪ですよ。そういうものが仲間内で許されるんだ、認められるんだというふうになってはまずいのではないかなと思うんですけれども、その辺はどんな表彰の審査委員会というのがあったんですけれども、今回は全く法律で情状酌量があったものはすべて失職は免れる。こういうような機械的な法律的な解釈で執行するということなのか。その辺はどんなふうを考えているのか、これがまず1点です。

もう1点は、まず、こういうような禁固刑以上の刑に処せられるような職員を出さないことです。前の日にうんと酒飲んで、次の日、自分は大丈夫だと思って乗っただけで、交通違反でつかまっちゃったなんていうのは免れますみたいな、そんな甘いことが市民の間で通用するのかということですよ。市民の間でそんなことが通用しますか、公務員として、全体の奉仕者として、そんな勤務態度が通用すると思っっているんですか。それを今、市民は大変厳しい目で見ているんじゃないですかね。

その辺のこういうような問題が発生しないような職員教育あるいは指導、そういうものをきちっとすることが一番大事じゃないかなと私は思うんですけれども、その辺のセキュリティ対策はどのようになっているのか、ご説明をいただきたいと思っいます。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 職員の勤務関係でございますので、私のほうからお答え申し上げたいと思っいますが、今、平塚議員おっしゃったようなそういった職員の指導については、これは引き続き指導してまいりたい。いやしくもそういった禁固刑を食らうような職員は出さないように努めてまいりたいと思っしております。

ただ、先ほど総務課長が申しあげましたように、今日の裁判例も含めまして、そういった禁固刑で執行猶予のついたものについて、また、情状酌量などについても、そういう厳しいのではないか。そういう取消の判例もあるということも1つ背景にあるということを一とつご理解いただきたいと思います。

しかし、この例外規定を設けましたから、私のほうではそれを活用して職員をかばうと。これはやってはいけないわけであります。当然、禁固刑なり執行猶予については裁判があって、そういったものが出ますので、そういった判例も含めて、また、判決の中で情状酌量というそういったものも当然入ってまいります。そういったものを参考にしつつ、懲罰委員会でそういったもので職員を処罰してまいりたいと思っております。

また、飲酒運転につきましては、飲酒運転の規定がございます。それらについてはそれらについて適用してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。決して例外規定を安易に用いて職員をかばう。そういう規定ではないこともひとつ十分ご理解いただきたいと思います。公平、公正に処罰はしてまいりたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それはよくわかるんだけど、実際条例をつくってしまうと、こういう条例があるのにもかかわらず、私は情状酌量があったのに失職させられたということで裁判の対象になっちゃうでしょう、これ。そうすると、それをかばう法的要件になっちゃうんです。だったら、こういう条例をつくらなくて、そういうものについては懲罰委員会等で助けるか助けないかというのを厳重に審査したほうが、法的要件を満たすんじゃないですかね。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 今、そういう話になろうかと思いますが、そういう規定を設けつつ、その懲罰委員会の中でそれを勘案しながら審査するというので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） ただいま上程中の第8号議案についてお尋ねをいたします。

職員は常日ごろからコンプライアンス、法令遵守に最優先に取り組んでいるというふうに私は考えております。したがって、このような事例が今までにあったのか。あるいは失職した職員がいるのかどうか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 平成17年10月1日合併以来、私は本市の職員にはそういった例はないという記憶でございます。ただ、合併前はちょっとわかりませんが、合併後はないということでございます。

○議長（滝田志孝） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 今までにないものをつくるということは非常に想定しにくい条例だと思います。したがって、先ほど言いましたように、倫理規定、そして職員の法令遵守、どのように指導しているのか、常日ごろの副市長の取り組み、その点についてお聞かせください。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 当然ふだんの研修、それから上司の指示、そういうことでそういった法令遵守については努めているということでご理解いただきたいと思います。

したがって、今回、それらも含めて、また過般の事故等も含めて、私のほうでは今回、職員のためのサービス、給与、福利厚生、こういったものについてパソコンを通じて全職員に周知しているところでございます。特に、サービスについては十分職員に課長を通じて、こういうことで見てくれ。また、それを遵守してくれということで今回改めて指示したところでございます。

○15番（高田悦男） 了解。

○議長（滝田志孝） よろしいですか。

どうぞどなたでも質問、結構でありますので。そのほか質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番中山五男議員。

〔16番 中山五男 登壇〕

○16番（中山五男） 議案第8号那須烏山市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

今期定例会における私の一般質問の1項目に、職員の法令違反等に対する処分基準が緩和されつつあるが、このことに市長はいかがお考えかお伺いしたいとするものを加えております。私の一般質問は12月3日に予定されておりますが、その質問前の本日、大谷市長には職員の分限に関する条例を改正し、処罰基準を緩和しようとしております。

さて、平成18年8月に、福岡市職員が幼児3人を死亡させる事故をきっかけに、飲酒運転

が社会問題化したことから、これを機に全国の自治体が飲酒運転を犯した職員に対する懲戒処分の厳罰化に踏み切っていることは大谷市長、ご存じのとおりであります。

当然ながら、本市におきましても、平成18年10月に那須烏山市職員分限及び懲戒等取扱規程を公布し、酒酔い運転には厳罰で挑むこととしておりました。ところが、最近、他県の例として、飲酒運転による免職処分は厳し過ぎるとして、司法裁判では取り消される例があったことから、本市でも緩和することにしたものと存じます。

では、反対理由を申し上げます。まず、1点目、県内自治体の一部から飲酒運転の処分基準が緩和される旨の新聞報道がされるやいなや、新聞の読者登壇の欄に厳罰緩和絶対反対の厳しい意見が多数寄せられていることを大谷市長もご存知のことと存じます。

その反対理由は、公務員は国民の公僕であり、法を遵守しなければならない立場にありながら、飲酒の上、車を運転することは重大な事故につながることを承知の上での運転であり、故意犯であるから厳罰に処すべきとの意見であります。今回の処分緩和は市民の心情に沿うものではありません。これが反対の第1点目であります。

2点目、職員は採用される前、地方公務員法第31条の規定により服務の宣言を行っております。その宣誓内容を申し上げますと、日本国憲法を尊重し、上司の言いつけなどをよく心にとどめて行動するとともに、全体の奉仕者として誠実かつ公平に職務を執行することを固く誓いますとしたものであり、市長の指示に反する反社会的行為は宣誓に反するものであります。

3点目、最近の県内の交通事故状況を申しますと、下野新聞の11月23日現在に報道されている点では、県内交通事故者が122人に対し、5年ぶりに前年を上回っております。さらに下野新聞の報道記事から、飲酒運転に関する逮捕者数を調べましたところ、11月中だけで13名もあったことには驚きであります。運よく逮捕されなかった飲酒運転者はその何倍にも達するものと存じます。

以上からして、交通事故による死亡者や飲酒運転が後を絶たない今日、厳罰緩和には反対であります。市長ご存じのとおり、今月の末、県議会議事堂におきまして、命のメッセージ展が開かれまして、事件や事故などで理不尽にも命を奪われた被害者の遺品などを展示しまして、命の重み、尊さを訴えておりました。その会場を訪れた方からの声として、飲酒運転の厳罰化が早くから進めば、被害者はもっと少なかったはずではとの発言もあります。

以上のような今日の社会情勢からして、飲酒運転に対する処分緩和は市民の心情に沿うものではありません。飲酒運転に対し、処罰が厳し過ぎると思うなら、飲んだら乗るな、乗るなら飲むな鉄則を遵守すればいいのです。

以上申し上げました理由から、今回提案された飲酒運転を含む処罰規定を緩和する条例には反対いたします。

以上です。

○議長（滝田志孝） 休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時44分

○議長（滝田志孝） 再開いたします。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第8号でありますけれども、私は先ほどの質疑の中で言いましたように、禁固刑に処せられるような職員を出さない。そういう教育指導を徹底していただきたいということが1つと。

もう一つは、失職の例外として、いわゆる情状酌量がついたものについては失職が免れるという規定を設けるわけですが、これは極めて例外である。また、過失によるものだと思いますけれども、こういう規定によって助かるんだけれども、先ほど副市長の説明では懲罰委員会にかけて例外を認めるかどうかを検討するという話がありましたが、もし、そこで例外を認めるかどうかの懲罰委員会を開いて、失職だというふうに決まっても、この条例をつくってしまった限り、対象者はこの例外条例をもとに、私は情状酌量されたんだから、失職される覚えはないという対抗要件で失職が免れるという可能性があります。

したがって、このような条例はつくらないで、そういう禁固以上の刑に処せられた職員について懲罰委員会を開き、そこでその職員の身分を助けるか助けないか、そういうような審査を経て、厳密に規定を執行すればいいというふうに私は思いますので、あえてこの例外規定は設けないほうがいいと思います。

以上で反対理由とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） そのほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないようなので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝田志孝） 起立多数と認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第5 議案第9号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第5 議案第9号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成22年8月の人事院勧告により、国家公務員の給与が民間給与を0.19%上回っていることから、国家公務員の月例給与や期末手当、勤勉手当の支給割合を引き下げる勧告がなされたことに伴いまして、市職員の給料月額や期末手当、勤勉手当の支給割合についても国家公務員の改定に準じた引き下げ措置を講じることといたしまして、また、あわせて市長、副市長及び市議会議員の期末手当の支給割合についても、同様の引き下げ措置を講ずることとするため、これらの給与や報酬に関する条例のほか、その他所要の整備を必要とする条例を本案により一括して改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より補足説明をさせますので、慎重ご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） ただいま上程になりました那須烏山市職員給与条例等の一部改正について説明をさせていただきます。

改正の趣旨につきましては、今、市長提案理由のとおりでございますが、中身は複雑でございますので、要点をかいつまんで説明をさせていただきたいと思いますが、今回は8条からなる改正になっておりまして、その中でも条例は5つになります。

職員の給料の月額、これらの引き下げ、これは40歳代以上が0.1、55歳以上、当分の間なんです、1.5%給料のほうも削減をします。期末手当につきましては、教育長を含めた一般職員、現行4.15月であります、これを0.2月引き下げて3.95月に、市長、副市長及び議会の議員の皆様につきましては、現行年間3.1月を2.95月、0.15カ月削減をするというものが大きな内容になっております。

まず、第1条の改正であります、これは市の職員の給与条例の一部改正でございます。こ

これは平成22年12月1日に施行という形になりますが、これは今年度、平成22年度の期末勤勉手当につきまして、先ほど0.2月削減しますということなのですが、6月はもう既に支払っておりますので、12月にまとめて0.2月削減しますということになります。それから細かいのはありますけれども。

第2条につきましては、やはり同じ市の職員の給与条例の一部改正、これは施行日が違っています。平成23年4月1日、今、平成22年度のものは0.2月削減しました。平成23年4月1日から平成23年度以降は、削減の0.2月は同じなんですけれども、6月期、12月期平準化して削減をしますということなので、施行日が違うので別条で改正をする。ちょっとややこしい話なんですけど、そのような改正の仕方をしています。

第3条が、市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正、これも同じように第3条と第4条で同じ条例の改正を行っていますが、第3条は施行日が平成22年12月1日で、期末手当が本来1年間を通して6月期と12月期で削減するところを、もう既に6月に支払っておりますので、12月一括削減します、今年度だけです。来年度以降、第4条は、平成23年4月1日施行日なものですから、平成23年度以降は6月期と12月期にあわせて、削減率は同じなんですけれども、先ほど0.15月削減しましたね。これを年間2.95月、支払いのほうは変わらないんですけれども、それを6月と12月に平準化するような改正を第4条で行っているという形になります。

第5条、第6条、これは議会の議員の報酬、費用弁償、期末手当に関する条例の一部改正、これも手法は同じでございまして、第5条関係では平成22年の12月1日施行で12月にまとめて0.15月削減します。第6条では、平成23年4月1日施行日でありますから、年間を通じて6月と12月に先ほど0.15月削ったものを、平成23年度以降は平準化していきますというような改正になります。

第7条は、市の水道事業企業職員給与条例の一部改正でございます。これは大変申しわけありません。おわびするほかないんですが、昨年、職員の給与条例を改正したときに、住居手当の場合自宅と借り家がありますね。自宅の部分の住居手当が削減されましたけれども、この条例上削減、この企業職員の部分が漏れてしまいました。そんな関係で、今般関係する条例の改正にあわせて改正をさせていただくというものでございまして、これは昨年度は支給停止しておりますので、支給に関する影響はございません。

第8条が、市の職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正で、平成22年12月1日施行となっております。これは平成18年度に新給料表に移行する際に、現行補償措置、そんな関係の給与改定がございまして、今般それらのものについてもルール計算によって削減しますということを規定しているものでございます。

それぞれ施行期日は、先ほど触れてまいりましたけれども、平成22年12月1日が原則施行になっていますが、これは今年度の給与改定に関する部分で、平成23年4月1日は、それぞれの条例の平成23年度以降の支給率を規定した部分については、平成23年4月1日施行という形になります。

もう1点、先ほど企業職員の訂正の部分につきましては、公布の日から施行。今回の条例は3段階の施行という形になります。

続いて、経過措置でございますが、これは給料の引き下げ、4月から遡及適用、不利益な遡及適用は本来は行わないところでありますが、情勢適用の原則から4月にさかのぼって給料のほうも削減いたします。そんな関係で、それらも既に支払ってございますので、12月の期末手当の中で調整をしますという経過措置でございます。

それから、附則の第6項、第7項、第8項、第9項、それぞれについては、休業の部分の規定したものでございます。本来、休業している職員には給料の支払いはございませんが、たまたま6月期と12月期の基準日に在職していた職員があった場合には、在職日数に応じて何%かの支払いがあります。それらのものについても今般の削減率にあわせて削減をしていきますということの改正になります。

大まかないつまんだ説明になってしまいましたが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（滝田志孝） ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（滝田志孝） 休憩に引き続き再開いたします。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第9号の市職員給与条例等の一部改正についてでございますが、今回、先ほど提案理由の中で、40歳以上の方が0.1%、55歳以上が0.15%を4月にさかのぼって給与を引き下げる。あわせて期末勤勉手当のカットというような説明でありました。それに、市三役並びに議会議員の期末手当についてもカットするという提案だと思います。

今回、こういうような引き下げで、条例の5ページにあるのが改正後の表というような理解でいいのかどうか。そういう中で、1級から7級までありますけれども、それぞれこの職員区分の中に何人ぐらいずついらっしゃるのか。なおかつ平均年齢あるいは平均給与が幾らになるのか。さらに、先ほど述べましたような給与の引き下げと期末手当のカットで幾らぐらい当

初よりも引き下がるのか。その額についてわかればお示しをいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） まず、5ページの給料表でありますけれども、これは改正後の給料表でございますので、このように変わるということで、新旧対照表のほうには新旧として下線が引いている部分が変わってくるということになってはいますが、それらを整理したものがこの5ページの給料表ということでご理解いただきたいと思います。

それから、級別の人数、平均給与関係でございます。12月1日現在で見ますと、一般行政職で見ますと、それぞれ申し上げたほうがよろしいかと思いますが、1級が14、2級が13、3級が52、4級が51、5級が50、6級が13、7級が4ということで197名というような状況になっております。今回、改正の対象になるのが40歳以上ということなので、2級の後半以上の職員になってこようかと思っております。

現在の平均給料ですけれども34万1,480円という状況になっております。

それから、今般の改定によつての引き下げ額の差額というふうなことだったかと思うんですけれども、職員だけを見ますと給料のほうで8カ月分になるわけですね。それが大体180万円程度、期末手当のほうで6月期、12月期合わせますと1,100万円、合わせて1,280万円ほどの削減、これはあくまでも職員という形でございますが、そのような状況でございます。

○17番（平塚英教） わかりました。

○議長（滝田志孝） よろしいですか。

そのほかに質問はありませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 3点ほど質問したかったところですが、今、平塚議員が質問の中で1点は了解いたしました。

今回の改定というのは、例年人事院勧告に従って市職員の給与も改定しているわけなんです、市役所として市内の主な企業の給与とか手当、労働条件等、この実態調査をされたことがあるのでしょうか。例えば農協とか大きな企業といいますと、栃木銀行、足利銀行など、その辺の給与等と比較されたかどうか、1点お伺いします。

それともう1点は、今回の改定は外郭団体の職員もぜひ適用すべきとは思っておりますが、このことを市長のほうからそれぞれの外郭団体に対して通知する考えはおありでしょうか。

以上2点についてお伺いします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） まず、給与改定で市内の企業関係の調査をしたことがあるかと

いうご質問でございます。例年これは国の制度として人事院勧告に伴って、それに準拠する形で改正をしているものでございまして、国のほうで企業の調査をしておりますので、市としては従来も調査はしてございません。今回も調査はしていないのが実態でございます。

それから、外郭団体の職員の関係でございますが、従来も職員の給与改定に伴って調整はしているところでございまして、今般もそのようなことで進めているところでございまして、さらに、臨時職員についても資格職員は除きますが、一般的な臨時職員についても、率の問題もございまして、見直しをかけることで今準備を進めているところでございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） この1点目の質問ですね、市内企業との比較検討はされていない。する必要もないような答弁に聞き取れたんですが、やはり私は主な企業、先ほど言いました銀行とか農協も今大所帯になっていますから、それらの実態がどうなのか。調査をいたしまして、比較検討する。そして、全職員に対してその辺のところを示す必要があるのではないかと。そして、認識させるべきなのではないかと思っておりますので、要望として申し上げます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 要望としてお聞きし、内部でよく検討しながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） そのほか質問ありますか。

9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） それでは、ちょっと関連してはいますが、先ほど平均給与が34万1,480円ということで回答があったんですが、平均年齢、それから勤続年数はどのくらいになっておりますか、お尋ねしたいと思います。

それと、勉強不足で申しわけないんですが、職務の給与で1級から7級、7级以上という話がちょっと出たんですが、これの例えば1級は係とか、1級から7級までの、これがどこに該当するか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、管理職手当、これはどの範囲まで支払いされているか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 失礼しました。職員の給与の関係は補正予算の中にも給与費明細が載ってございまして、そちらのほう、ごらんいただければおおよそのことがおわかりいただけるかなと思っておりますので、そちらをまず見ていただきたいと思います。

順番が変わってしまいますが、管理職手当につきましては主幹以上の職員が該当になってお

ります。

1級から7級までございまして、1級の場合には入って間もない主事、主事補、2級が主査、主任、主事、3級、4級が係長、4級から若干あれますけれども、補佐、5級、6級が主幹、課長が6級、7級、おおむねそのような配分になっております。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） それでは、主幹以上に管理職手当を支払っているということですが、この支給率ですね、どのぐらい、主幹が幾ら、課長が何%か、あると思うんですが、その支給率がわかったらお願いしたいと思います。

それとこれに関連する時間外手当の問題ですが、非常に規制はしていると思うんですが、その規制関係はどういうことになっておりますか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） まず、管理職手当でございますが、主幹が3%、課長が6%、参事が9%、このような区分になってございます。

それから、時間外であります。当初でこれも抑制の方向で見えていますが、給料総額の6%以内ということで、おおむね目標としては1人年間100時間を目標に、これはあくまでも目標でありますから、実績では支給してはいますが、総枠6%の中に収まるようにということで指導をしているところでございます。

○9番（板橋邦夫） 了解しました。

○議長（滝田志孝） そのほかに質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第9号の市職員給与条例等の一部改正について反対討論を申し上げます。

この中で、私ども議員及び市長、副市長、教育長の期末手当の引き下げには同意いたします。一般職員等の給与並びに期末勤勉手当のカットに反対をするものであります。

今回の職員給与カットにつきましては、40歳以上が0.1%、55歳以上が0.15%、これを4月にさかのぼって引き下げる。あわせて期末勤勉手当も0.2カ月カットするというものであります。

人事院勧告は、スト権を持たない公務員の生活、権利を保障するための制度として生まれているわけでありますけれども、今、公務員たたきと申しますか、公務員をバッティングするような動きの中で、これまでも公務員の給与を削減してきたわけでありますけれども、今回、ことしと来年のボーナスカットまで含めて、公務員の耐えがたい生活悪化を強要する内容となっております。

公務員全体では国家公務員、地方公務員、公務員関連法人など700万人に影響を与えるものであります。年間平均では9万4,000円の減額になるというものであります。昨年の5月の夏季一時金0.2%削減の強行もありましたが、全体の民間の8割の従業員のボーナスが未決定のときに、このようなことを人事院が決めているということや、これに準じて人事院の対応が財界の雇用破壊、総人件費抑制、こういうものに全体として押しつけをしているという内容であります。これがひいては内需拡大に逆行し、地域経済に大きな悪影響を及ぼすということにつながっております。

こうした大規模な給与削減は、市職員の生活だけにとどまらず、地域経済にも大きな影響を与えております。日本経済も那須烏山市の地域経済も長引く不況から抜け出せておりません。給料が下がり消費が冷え込むと、ものが売れずに商品の値段を下げるようになる。そのコスト削減のためにまた人件費を引き下げる。そのようなデフレスパイラルが長い間、続いておりまして、ここから抜け出す方策は消費を温め、ものが売れるようにすることでありまして、それができれば、製造業も生産を伸ばし、商業も活発になり、景気全体も上向き、民間給与を引き上げる条件が開かれます。

今回の市職員の給与削減は、それに逆行しデフレを加速させるものであり、地域経済をますます冷え込ませ、民間給与をさらに落ち込ませる要因ともなります。民間と公務員との給与が引き下げ競争になるようなこうした悪循環は一刻も早く断ち切るべきであります。地域経済を活性化させ、民間給与も引き上げられるようにすべきであります。

以上、本案に市職員の生活への影響、また地域経済への影響、こういう観点から反対の討論とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝田志孝） 起立多数と認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

---

### ◎日程第6 議案第11号 那須烏山市立学校設置条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第6 議案第11号 那須烏山市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、那須烏山市立烏山幼稚園を平成23年4月1日付で私立つくし幼稚園へ統合することに伴い、烏山幼稚園は廃園となりますことから、那須烏山市立学校設置条例の一部を改正するものであります。

那須烏山市では、旧烏山町から継承いたしました行財政合理化審議会の答申を尊重し、小中学校等の統合を進めております。烏山幼稚園につきましては、平成18年4月1日を基準に5年以内に廃止を検討するという答申内容を受けまして、烏山幼稚園の保護者と十分に協議を重ねてきたところでございますが、平成23年4月1日付をもって、つくし幼稚園に統合することをご理解を得るに至りました。

これにより、市の公立幼稚園は1園となりますが、保護者の利便性を確保するために通園バスを運行する予定で準備を進めているところでございます。なお、本案につきましては、10月22日に開催されました第11回那須烏山市教育委員会において、原案どおりとの決定をいただいております。何とぞ慎重にご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第11号の市立学校設置条例の一部改正についてでありますけれども、中身は市立烏山幼稚園を廃園して、つくし幼稚園に統合するというものだと思います。これについては行革の計画ということで、前から答申が出されておまして、議会にもこれまで説明がされてきたところでありますが、現在の烏山幼稚園の状況ですね、それと、つくし幼稚園に統合するということについての保護者、関係者へのご理解、その辺についてはこれまでのような状況にあるのか。さらに、この烏山幼稚園が廃園になっても、つくし幼稚園のほうに引き継がれる方がいるのかどうか。

それと、その場合に交通手段ですね、烏山のほうからつくし幼稚園のほうにはそれぞれのおたくで対応することになるのか。それとも、何か輸送手段をやられるのかどうか。その辺についてのご説明をいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 堀江こども課長。

○こども課長（堀江久雄） ただいまの質問にお答えしたいと思います。烏山幼稚園は3歳、4歳、5歳を預かっているわけですが、5歳児、ことしで卒業する子が12名、4歳児6名、この6名は多分つくし幼稚園のほうに来年1年であります。ただいま申し込み受付期間中でございますので、多分その方は移られるものと、まだ確定はしておりませんが、そのように予想されているところでございます。

それから、保護者とのということですが、実は2年ぐらい前から何回か保護者会のほうと打ち合わせておまして、意見のすり合わせ等を行いまして、現時点においては円満に廃止の方向でということ異論は出てはいない状況でございます。

それから、旧烏山地区の足の確保についてでございますが、現在、つくし幼稚園は旧南那須地区を対象にバス2台を運行しております。2コースで4行程になるわけですが、それらを来年の4月から、今回の補正予算でも幼稚園費のほうにちょっとバスの購入費を載せているところなのでございますが、烏山地区についても送迎バスというか通園バスを走らせる計画でございます。ただ、これにつきましてはご存じのように旧烏山町には私立の幼稚園が2つございます。これで送迎もしておまして、一部の話ですが、迎えにこないでくれというような考え方の園もあるようにも聞いておりますが、これらについては今後、今回の条例が通りますれば、説明にお伺いしてご理解を得ていきたい。

ただ、無制限にバスを走らせるわけにもいきませんので、保護者会と相談の結果、滝田のポケットパーク、山あげ会館、すくすく保育園の3カ所に迎えにあがる。そこまでは各家庭での送迎をお願いしたいということで、これは現在の保護者だけのご理解なんですけれども、一応今現在の保護者としてはその3カ所でいいでしょうということでの了解は得ているところでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） そのほか質問はありませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） この条例改正に反対するものではありませんが、1点、参考のためにお伺いしたいと思います。

烏山幼稚園はこの廃園になった後、あすなろ作業所建設予定地になるものと聞いております。そこで、現存する建物等の解体撤去費、これは多分市が負担するのかなと思いますが、この額は幾らぐらいかかるのか。見積もりまたはこの方向づけについて検討されているかどうか1点についてお伺いします。

○議長（滝田志孝） 堀江こども課長。

○こども課長（堀江久雄） お答えいたしたいと思います。

概算でございますが、解体撤去費約900万円程度と想定をいたしているところでございます。議員ご理解のとおり、跡地については、あすなろ作業所の建設の方向で現在進められております。解体撤去費についても補助対象になりそうな状況なので、もしそういうことになれば、補助対象経費として、あすなろ作業所建設のほうでの撤去という方向で調整してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7 議案第10号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、及び日程第8 議案第12号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更についての2議案は、関連がありますので一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

---

◎日程第7 議案第10号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

◎日程第8 議案第12号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について

○議長（滝田志孝） よって、議案第10号及び議案第12号を一括して議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第10号及び議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、最初に、議案第12号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について、説明を申し上げます。南那須地区広域行政事務組合では、行財政基盤の強化及び地方分権に対応し得る効率的、効果的な行財政システムに転換を図り行財政改革を推進するため、行財政改革推進本部を設置をいたしまして、各種の事務事業について見直し及び内容の検討を行ってまいりました。

その結果、一般廃棄物処理業（し尿取扱業）の許可及びし尿浄化槽清掃業の許可に関する事務につきましては、市町村固有事務とすることが妥当であるとの結論を得、平成23年4月1日から構成市町であります那須烏山市及び那須郡那珂川町がそれぞれ施行することで協議が整いましたので、共同処理する事務から削除をするため、南那須地区広域行政事務組合規約の一部を変更することとなりました。

本案は、南那須地区広域行政事務組合規約の変更にあたり、地方自治法第290条の規定により、構成市町の議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第10号であります。那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、南那須地区広域行政事務組合の規約の変更に伴いまして、一般廃棄物処理業（し尿取扱業）の許可及びし尿浄化槽清掃業の許可に関する事務を那須烏山市が施行するにあたり、那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、し尿を含む一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可の申請に関する事項、許可証の交付に関する事項、許可申請手数料を新たに加えるものであります。

また、条例に目次、章、語句の定義を新たに設け、規則にゆだねる内容は削除するなど、条文の整理、統合、移動をするとともに、改善命令等と報告の聴取及び立入検査に関する条文を新たに追加するものでございます。

施行期日は平成23年4月1日であります。

詳細につきましては、環境課長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） それでは、説明を申し上げます。

議案第12号に基づき議案第10号が成り立つということでございますので、まずは議案第12号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更についてをご説明申し上げます。

議案書裏面の組合規約新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。組合規約の第4条第7号の一般廃棄物処理業（し尿取扱業）の許可及びし尿浄化槽清掃の許可に関する事務を削るものでございます。

現在、栃木県内の広域行政事務組合で当事務を所管しているところは、芳賀広域は直営ですので除かれますが、那須広域と当南那須広域のみでございます。最近ですと、塩谷広域において平成17年度から市町村に事務移管を済ませているところでございます。

当該許可業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法により、市町村の固有事務とすることが妥当であるということで、先ほど市長から申し上げたように来年の4月1日から構成市町であります那須烏山市と那珂川町が施行することで協議が整いましたので、広域事務組合の規約の変更にあたり、地方自治法第290条の規定により、構成市町の議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第10号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、広域行政事務組合の規約変更に伴い、先ほどの説明ですけれども、当市廃掃条例の一部を改正するものでございます。

当該廃掃条例の一部改正の概要でございますが、し尿の収集運搬業の許可に関する事務及び浄化槽清掃の許可に関する事項を加え、当該廃掃条例に目次、章、語句の定義を設け、条文の整理、統合、移動することにより、体系化を図りまして規則にゆだねるものは削除して、4章にございます雑則に改善命令、報告の徴収、立入検査に関することを新たに加えるものでございます。

その後ろの新旧対照表を見ていただきたいと思います。まず、1ページですが、目次を付しまして、総則一般廃棄物の適正処理、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可、雑則の章を設け、その章に整理、統合、移動を行って各条文の体系化を図りました。

改正第1条においては、浄化槽法の規定が適用されますので、当該法律を加えました。

改正第2条については、当市廃掃条例で用いられる用語の定義を新たに設けました。

改正第3条についてですが、一般廃棄物とは、ごみ、ふん尿でありますので、今回、ふん尿を除く以下同じを削除するものでございます。

2ページの第4条、第5条については、家庭系一般廃棄物の処理及び家庭系一般廃棄物の排出の方法を新たに設けるものでございます。改正第6条については、資源物の持ち去りに対応するために新たに設けました。

改正第7条については、事業系一般廃棄物の基本的な処理方法について新たに設け、現行の第3条の多量排出事業者に対する事項については、第7条第2項として整備を図るものです。

現行の第4条は、許可業者に関することでもありますので、第3章の許可の第13条に移行することにしました。

改正第8条、第9条は、臨時または特別な場合の一般廃棄物の処理の申し出と手数料を規定しておりますが、3ページの現行第5条を第9条とし、別表第1及び別表第2で処理手数料を規定しているところでございますが、別に別表に規定する量でもないもので、条文の中に盛り込ませていただきました。

3ページ、現行第6条手数料の納入については、改正第9条第2項へ移動するとともに、現行第7条手数料の減免は、改正第9条第3項に移動しました。

3ページの現行第8条と第9条は、改正第10条に統合するとともに、廃掃法及び浄化槽法を引用している条文については、先ほど第2条で定義しておりますので、引用を削除し、現行第8条及び第9条の遅滞事項については、規則にゆだねるので削除いたしました。

続いて4ページの改正第11条及び第12条ですけれども、第10条で規定しているので、それぞれ引用し、廃掃法の条文引用を削除し、許可証の再交付は義務規定としました。

改正第13条は、先ほどの現行第4条、標識の表示をここに移動しました。

現行第12条業の廃止の届出を改正第14条としまして、第1号及び第2号は、廃掃法第

7条の2第3項の規定による届出でありまして、第3号で廃掃法第7条第5項第4号に規定する欠格要件による破産者等の届出を新たに設けました。

改正第4号でございますが、浄化槽法第37条の変更の届出、第5号は浄化槽法の第38条廃業等の届出を新たに設けたところでございます。

改正第15条及び第16条は、条ずれによるものです。

4ページから5ページにかけての改正第17条でございますけれども、し尿等収集運搬業の許可を受けようとするものを新たに第2号として追加するとともに、手数料は南那須地区広域行政事務組合の条例の手数料及び県内手数料を勘案して定めるものであります。

浄化槽清掃業の許可を受けようとするものを新たに第5号として加えるとともに、手数料は南那須地区広域行政事務組合の条例の手数料及び県内の手数料を勘案して定めるものでございます。おのおの前のものについては2,000円で、清掃業に関しましては3,000円ということでございます。

また、先ほど同様、改正第2条で用語の定義を受けておりますので、この条文引用は削除させていただきました。第4章として雑則を追加するものでございます。第18条に改善命令、第19条に報告の徴収、第20条に立入検査ができることを廃掃法に基づき新たに追加するものでございます。

附則で先ほど申し上げている来年の4月1日から施行するものとして、南那須地区広域行政事務組合で許可を受けたものの経過措置を設けております。

以上説明申し上げましたが、条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。何とぞ慎重、ご審議の上、原案のとおり可決、決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第12号の広域行政事務組合規約の変更ですね、これとあわせてまして議案第10号 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、これらはこれまで広域行政事務組合で進めてきたこれらの事務を、それぞれ那須烏山市、那珂川町の市町村の事務にかえるということでございます。

今までの経緯がちょっとわからなかったんですけれども、もともと市町村の事務事業であったものを広域にして出発したという経緯があったと思うんですけれども、それがなぜ広域でやったのか。そのほうが統一事務が図れるということでメリットがあったんだろうと思いますが、

今回、それをまた市町村に戻す。これは県内の趨勢で、塩谷広域でも平成17年からやっている。北那須広域と南那須広域だけだということなんだけれども、具体的に言えば、これを市町村の事務事業にすることによって具体的なメリットがあるのかどうか。広域でやっているのとは違って何かメリットがあるのかどうか。今までの経緯とその広域から市町の事務にすることについてのメリットがあるのかどうか。その辺についてのご説明をお願いします。

○議長（滝田志孝） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） お答えしたいと思います。この2つの許可ですけれども、これは一般廃棄物基本計画というのがございまして、これは長期計画でございまして。さらに毎年4月1日で告示をしている計画でございまして、そうしますと、その計画と許可は一对でございまして、なぜ一对かといいますと、その計画量または実績量に応じて、これ以上業者が入った場合には、業者が過当競争になってしまうという場合は許可しませんし、まだまだ余裕があるといった場合には、許可をする条件になります。

そんなことから、今まで浄化槽、し尿の汚泥については計画については広域でやっていたところですが、ちゃんと廃掃条例などを読ませていただきますと、やはりその基本計画にのっとって許可というものを判断なさいたいということが叫ばれてきたところでございまして、県内の各広域で各市町に逆に戻したという状況でございまして。

広域でやはりそのような話がもう長年話し合われておりまして、そんなことから今回、行革で話題がのぼり、その後、一応昨年戻そうかということで進めていたところなんですけれども、残念ながらちょっと時間的余裕がないということも一部ありまして、今年度に議会に上程をさせていただいたところでございまして。

以上です。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういう経過については理解しました。

それで、この中に、し尿処理取扱業務と浄化槽の清掃業務というのがあるんですけれども、これは私の属している経済建設の委員会の中でも、非常に大きな争点というか問題となっております下水道の普及問題とあわせて、特に問題となっております下水道のなかなか進まない要因の中に、浄化槽が普及しておりまして、それがきちんとした清掃がされていないために、本来ならば下水道にして利用したほうがつなぎ込みとか、加入料とかそういうのを全く別にして、メンテナンス料が少なく済むわけなんですけれども、実際にはこの浄化槽の清掃業務が、きちんとした規定に基づかないで長期間のスパンの中でやっているために、そっちのほうが安く済んでいるということも含めまして、なかなかそういう点も下水道、浄化槽が設置されているんだから、何も下水道につながなくてもいいんじゃないかという要因にもなっているのではな

いか。こういう論議が委員会の中にあるんです。

そういうことで、そういう意味では、この浄化槽の清掃業務をされております業者に対して、その辺のきちんと法規法令を守るような指導がされるのかどうか。その辺についてもちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（滝田志孝） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） 確かに議員ご指摘のように、水洗化率もくしは下水道加入率ということで、部署は違いますけれども、一部接続率が非常に悪いというお話をちょっと聞いているところがございますけれども、一応浄化槽に関しましては、国家試験の中の免許でございます浄化槽管理士という免許がございます、これはあくまでも管理のみです。

今度は、浄化槽法に基づいて平成11年に改正になりまして、毎年1回清掃しなければならないそうです。清掃すれば必ず不活性汚泥が出てきますので、それで先ほどのし尿運搬の許可を持った業者でないとそれを運べないという、2つの許可と1つの免許が必要だということがございます。

そういうことで、非常に法律上規定されているほかに、許可されていない人でないといけないということで、うちのほうでもこれ以上許可業者がふえた場合は許可しませんし、逆にまだ余裕がある場合は許可しますし、今現在は大分減ってまいりまして、その浄化槽清掃を1年に1回やらなくちゃならないということがだんだん定着してまいりまして、広域へのし尿もしくは浄化槽汚泥の搬入量が下げ止まりになりつつあります。

そんなことから、管理業者から説明を受けて、皆さん、一般家庭の方もご理解をいただいて清掃して不活性汚泥を広域のほうに運んでもらうというのが、だんだん浸透しつつあるのかなということを感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今、1年に一度というのがほんとうは規定があるんですけども、普及しつつあるということなんですが、実際には利用者の側がその業者に電話をして来てもらっているというケースが、かなりあるのではないかというふうに思われます。

そういう意味で、これが直接下水道のつなぎ込みをふやすことになるかどうかはわかりませんが、ぜひその辺の法令基準遵守を業者に普及していただきますように、上下水道課あるいは市当局と十分打ち合わせの上、そういう業務改善が図ればいいのかというふうに思うんですけども、ぜひその辺についての打ち合わせをお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） それでは、うちのほうで許可をする段階にも必ず業者が申請書を

提出してまいりますので、そんなことからそういった時期をとらえて、ぜひ浄化槽の所有者の方に、あとは管理者のほうから上手に引き継いでもらうとか、あとはぜひPRをするとか、法的にこうなっていますよというようなことで、指導をこれからもしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

今、申し上げられたほかに、上下水道課のほうと調整をとりまして、補助金も上下水道課のほうで出している関係もございますので、そういったときにお話をするとか、あとはうちのほうと上下水道課の連絡を密にして、法令遵守を呼びかけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） この条例に反対するものではありませんが、参考のためにお伺いします。

現在、広域行政で許可を出しているわけなんです、その許可を出している業者のうち、那須烏山市内の業者は何社ぐらいいるのか。

もう1件は、市外からこの那須烏山市内に来まして、こういった収集を行っている業者、その業者のうちの既に広域行政が許可を出している業者、これが何社あるのか。2点目。

それともう1点お伺いしますが、今回、改正によりまして、市のほうでも余分な事務がふえてくるわけなんです、業者にとっての何か不都合になる点というのは特別ありませんか。その点あわせてお伺いします。

○議長（滝田志孝） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） お答えしたいと思います。何社あるかという件でございますけれども、全部で許可している業者は6社ほどございます。那珂川町が3事業者、当市が3事業者でございます。

ところが、その6業者とも市と町、両方を業務エリアとしておりますので、先ほどの手数料を決める段階で、やはり両方の都合が悪くなる場所があるのかという件ですけれども、今までは広域一本の申請で足りていたところですが、今度は当那須烏山市と那珂川町に両方申請書を出さなくちゃならない。ということは、申請手数料も2倍かかるということになりますので、それで、先ほどの手数料を環境衛生部会で検討した段階で2分の1にしよう。1.05倍、消費税を掛けまして、そうすると中途半端な金額になってしまいますので、1,000円単位に丸めて2,000円と3,000円にしたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） そうしますと、那珂川町の業者も3者いるそうですが、これらの業者がこの那須烏山市内のこういった廃棄物を収集したいと申請があった場合には、やはり受け付けなければならないのでしょうか。そうしますと6者になるわけですね。この点、1点お伺いします。

○議長（滝田志孝） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） 今現在も先ほどの附則のほうで申し上げたように、広域で許可を受けた業者は引き続き経過措置として引き継ぐということがまず第1点です。

新たに今度は期限が2年に1回、回ってきますので、また、申請し直すという段階になりますけれども、今現在の広域でのし尿汲み取りの計画の量または実績から見ますと、この6者が汲み取りする量としては妥当な業者数ではないかということでございますので、3業者だけになってしまうと、ちょっと広域に搬入が間に合わなくなってしまう可能性がございますので、広域同様申請がされれば、許可をあげているところでございます。

以上でございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今の浄化槽の件なんですけど、これを許可した業者というのは、この那須烏山市あるいは広域行政のエリア内、これだけしかできないのか。これはなぜかというところ、ほかのところから来て、この浄化槽を設置している業者がいるんですよ。ところが、その後の処理をどうするのか。先ほど言ったように、1年に1回は中の清掃をしなくちゃならない。しかし、ここに許可を受けた業者ならばそれはできるんです。ただ、その搬出先だってわからない、どこへ持っていくのか。

その辺のところの問題は他の業者はどういうふうに扱うのか。その辺の考えを聞かせていただきたい。

○議長（滝田志孝） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） お答えしたいと思います。今現在、6事業者ですけれども、さらに新たに許可に入りたいという場合は、もちろん、うちのほうの市に来年からは申請しなくちゃならないということがまず第1点です。

あともう一つ、許可を受けていない事業者については、当市の中の浄化槽の不活性汚泥を広域行政事務組合に持っていくことができない。というのは、一般廃棄物は管内処理が基本原則になっておりますので、そんなことから、そういうことがあった場合は教えていただければ、うちのほうでさらに立ち入り調査とか、先ほど言っていました国家試験の管理業者というのはまた違いまして、汲み取り業者と清掃業者が大体ペアですけれども、管理業者というも

のは全然別個の免許でございますので、そこをちょっと一緒に考えてしまうとおかくなってしまう場合があります。管理業者は別に他市町であろうと何であろうと、それは問題ありません。

○議長（滝田志孝） 休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時02分

○議長（滝田志孝） 再開いたします。

小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） 大変失礼をいたしました。十分にくみとれなくて申しわけございませんでした。

施工関係は別な方でも別に問題ございません。管理の免許を持った方も他市町村の方でもこれは別に法的には問題ございません。ところが、清掃及び運搬の許可を受けていない業者は、当市の生し尿もしくは浄化槽の不活性汚泥を運搬することは許可を受けていませんのでだめということですね。

では、許可を受ければいいのかという問題がまた今度は残っています。ところが、先ほど申し上げましたように、一般廃棄物処理基本計画、今年つくっている最中でございますけれども、そのし尿関係の量、その計画から見て、これ以上ふえた場合は業者の数がオーバーフローというふうに判断した場合は許可しませんし、あと反対に、まだ余裕があるといった場合には許可をします。

ですから、そういった許可を受けた清掃関係の許可業者、あとは運搬許可を受けた業者、この2つの許可を受けていないと運搬は非常に難しい。また、法的にもいけないことでございますので、それは発見次第うちのほうで検査など立ち入り調査などをして、指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） この問題に関しては、運搬と処理、これの許可を受けていればいいんだ。そういうふうに言うわけですね、今の答弁では。しかし、その設置した業者が一般の人がそんなものは一切わからないんだ。そうすると、安くしてやるからとか、そういうので結局その工事を発注してしまうわけです、一般の人は。そうするとその後何もないわけだよ。それっきりなんだ。

だから、この問題は許認可の問題と同時に、そういうものを一般の人に周知徹底をしないと、それでないとそういう悪質業者にねらわれているんだ、それは戸別訪問で来ているんだから、

現に。頼んだという人もいるわけだから。その後どうにもならない。

しかし、それともう一つは管理料の問題。これがいろいろだ。1つの浄化槽、5人槽とか6人槽、幾らだという浄化槽の管理料が業者によってまちまち。これなんかもほんとうにさっき言った管理するのなら国家資格を持った人がしっかりした管理ができるのか。

それともう一つは、処理をするという場合に、この広域行政のほかにそれを持っていけない。そういうことでしょうか。だから、その中で処理ができる業者なのか。それはこの市から許可を受けなくちゃだめだというけれども、その中の許可のエリアはフリーにしちゃっているんだ。今の説明ではフリーだからね、許可を受ければいいんだから。

しかし、それでは処理ができるのか。処理もできない、いいかげんなもぐりみたいな業者が浄化槽を持ってきて、わけのわからないパンフレットを持ってきて戸別訪問しているんだ。だから、それを何とかして規制をしなくてはだめだ。これは悪質業者だから何ともならないというけれども、そういうのは結局引っかかるほうが悪いんだと言われれば、それでしょうがないけれども、ただ、やはりそれはそういうふうな1つの予防策として、ちゃんと環境課が広報に載せるとか、こういう問題の場合にはすぐ電話をしてくれとか、そういう措置をとっておかなくてはうまくないのではないか。私はそういうふう考えるので、環境課長はどういうふうな考えをしているのかを聞かせてもらいたい。

○議長（滝田志孝） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） 浄化槽設置の場合は、申請書が必ず市のほうに提出されます。そういったことで、その申請の段階でこういったことで管理の流れをきちんとしてくださいというようなことを、うちのほうでパンフレットなどをつくって、担当課のほうに配っていただくようお願いしようというふうな考えるところでございます。

処理関係ですけれども、皆さん、ごみカレンダー、見たと思うんですけれども、先ほどの許可業者についてはカレンダーの一番下のところに載せてございますので、電話番号とか、そういったことで参考にさせていただければありがたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○18番（樋山隆四郎） 了解。

○議長（滝田志孝） そのほかに質問はありますか。

8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 議案第10号について1点ほどお聞きしたいと思います。

この中の条例の第5条と第7条なんですね。一般家庭廃棄物排出というのは今までどおりでございますが、第7条も事業主は一般廃棄物とは別に処分しなさいということでございますが、ほんとうに家庭的に個人的にやっている企業ですね。一般の家庭ごみプラスチック家庭で個

人的な家内工業とか、そういう事業者だと、どれが事業のごみでこれは家庭かというのが多分区別が非常に難しいと私は思っています。

そういうことで、過去に環境課のほうに何かそういう問題があったのか。1点お聞きしたいと思うんですが、どうですか。

○議長（滝田志孝） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） お答えしたいと思います。

確かに議員のご指摘のように、意識の問題もございましてなかなか難しい問題だというふうには私のほうでも感じているところがございますので、うちのほうで事業系ごみというのは、やはり事業をしたことによって出てくるごみということで、再度さらに指導などを何回かしているような状況もあります。

大分直りつつあるところですが、なかなか旧市内の方、その場合に店舗を構えていて家庭のごみと事業系のごみをきちんと理解して分けてくれる方と、そうでない方もいらっしゃいますので、あまりひどいときはうちのほうで指導するようにしているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） それはそのとおりだと思うんですが、結局そういう企業というのは、本当の家内工業というのはたくさん市内にありますね。そういうことでございますので、いずれにしても平等に、こちらではこうだったのにこちらは違うとか、お互いにそういうことのないように平等にそういう事業に分けるなら分ける、先ほども情状酌量の余地があるかどうかというのがありますけれども、そこら辺を加味して、そういう業者等も今大変厳しい、飲食業でも何でもそうですが、お金にならないということでございますので、特段の配慮をお願いして質問を終わります。

○議長（滝田志孝） 答弁はよろしいですか。

そのほか質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時22分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

### ◎日程第9 議案第13号 訴えの提起について

○議長（滝田志孝） 日程第9 議案第13号 訴えの提起についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、南那須介護老人保健施設にかかる介護報酬の返還を求める訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当該法人は、平成18年10月3日付栃木県知事により介護老人保健施設における業務運営

について、介護保険法第103条第1項の規定による勧告がなされ、介護報酬の過払いが発生いたしました。しかしながら、自主的な介護報酬の返還に応じず、当市に返還すべき額について相手方に対して支払いを求めましたが、納入がないため、介護報酬にかかる不当利得の返還を求める訴えを宇都宮地方裁判所に行うものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長に説明させますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） それでは、上程になりました訴えの提起の詳細についてご説明申し上げます。

本議案は、介護老人保健施設の介護報酬にかかる不当利得の返還を求める訴えを起すものでございます。被告は、市内にあります介護老人保健施設を経営する宇都宮市元今泉1丁目3番11号の医療法人社団竹山会であります。

当該法人は、栃木県が介護保険法による監査を平成18年6月28日から29日の2日間受け、介護老人保健施設における指定基準違反等により、平成18年10月3日付で栃木県知事より介護老人保健施設における業務運営について、介護保険法の規定による改善勧告がなされましたが、勧告の根拠となった事実はないとして、勧告の取消及び公表の差し止め等を求める訴訟を宇都宮地方裁判所に提起しました。

裁判は、第1審、第2審とも県側の勝訴となり、当該法人はそれを不服として現在、最高裁判所に上告中であります。市としましては、介護報酬の過払い分の返還を求め、本年10月15日に当該法人に対し納入通知書を発送し、当市に返還すべき額2,478万2,238円について、相手方に対して支払いを求めましたが、いまだ納入されておりません。

さらに、返還すべき額について、消滅時効が到来するのが最も早いもので来年1月末であり、その前に訴訟の提起をしないと時効が中断しないため、本議会で議決を得て、来年1月中に返還すべき額と返還までの利息を含めて支払いを求める訴訟の提起を宇都宮地方裁判所に起こしたいと考えております。

なお、当該法人が返還すべき関係市町は県内10市町で、額は4,400万円強になると聞いております。

以上で説明を終わります。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 4点ほどお伺いします。これ、竹山会に対していつ提訴するのか。

提訴の期日、これが1点目。

2点目は、現在、県とこの会社との間で4年間も裁判が続いているわけなんです、今回の裁判に要する期間はどのぐらいと見ておりますか。何年ぐらいで結審すると見ているのか。これが2点目です。

3点目です。訴訟費用は今回の補正予算に133万円計上してありますが、結審までこれで済むのかどうか。

4点目は、支払い側の市として今回の過大請求を見抜けなかった理由、これは何か。以上4点についてお伺いします。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 1点目の竹山会に対する訴訟の時期につきましては、先ほど時効の一番早いもので1月末ということで、それより前に1月中に行うことを考えております。

裁判の期間でございますが、一般的に地裁の一審の裁判は、ほかの例を見ますと2年程度かかるかというふうに考えております。

訴訟費用につきましては、今回、介護保険特別会計でこの費用について予算計上しておりますが、弁護士に対する報酬金で133万円を計上しておりますが、それ以外に事務のほうとして12万4,000円計上しております。

裁判が終了のときには、さらに弁護士に対しまして成功報酬として着手金の約2倍、260～270万円の支払いになるかなというふうに考えております。

過大請求が見抜けなかったかというご質問に対しましては、過大請求というものは今回の問題が県の監査でその過大というのが発覚したものですので、保険者であります市町村がその過大請求を見抜くというのは非常に困難というふうに考えておりますので、当市が過大請求を発見することは無理だったと考えております。

以上でございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 今、上程されている議案につきまして、ちょっとお尋ねいたしたいんですけども、さきの下野新聞に宇都宮市議会でも、この介護報酬の返還について本市と共同歩調をとって訴えをするというようなことが書かれておりました。その記事の中に、そのほか7つ、8つの市町でも訴訟に踏み切る方向だというようなことが書いてあったんですが、その7つ、8つの市町がもしわかったら、教えていただきたいと思うんですが。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 関係市町は先ほど補足説明で申し上げましたように、県内10の市町でございますが、各市町の議会の説明時期が異なりますので、関係市町の公表については控えてほしいというふうに県から要請されておりますので、ここではご勘弁いただきたいと思っております。

○5番（久保居光一郎） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第13号の訴えの提起についてでございますが、これは提案理由にもありましたように、水増し請求と申しますか、不正請求で市が受け取るべき2,478万2,238円を戻させる訴えであります。これについて、今回着手金が132万円、印紙、切手代を含めると145万円何がしという費用がかかるわけですけれども、これが先ほどの質問にもありましたように、勝訴しても着手金と成功報酬と含めまして260万円の弁護士費用がかかる。

それで、この間の全員協議会ではそのうち、こっちが勝訴した場合には、この2,478万2,238円のほかには印紙代、切手代等しかもらえない。つまり、弁護士費用については丸々市が持ち出しになるという説明だったんですけれども、何かその辺がどうしても釈然としないんですよ。

市の事務手続によってこういうことが起きたわけじゃなくて、業者が、確定はしているわけではありませんから、今、係争中でございますのであれなんですけど、しかし、県のほうでその提訴したことについての1回の判決は出ておりまして、業者が不当に水増ししていた。

いわゆる基準に従ったことをやっていなかったということがはっきりしたわけですから、当然これが我がほうでも提訴をした場合に勝訴になった場合には、印紙代並びに切手代のほかに、こっちが提訴した費用、特にその弁護士の費用については、当該業者に請求すべきなのではないかと思うんですけれども、これは請求できないものなのかどうか。その辺をもう一度確認をしておきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 訴訟費用につきましては、裁判所に支払う手数料と裁判所から発送される切手等の通信運搬費のみを訴訟費用ということで議案に載せているとおりでございます。弁護士費用については裁判上の訴訟費用にあたらないため、その負担は求められないことになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、年5分の割合で金利の支払いを求めるということですので、今までの利息分については請求する訴訟の内容となっております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） こっちが請求する不当利得金2,478万2,238円足すこれの年利5%の金利分を請求する。なおかつそのほかに、この裁判にかかった申請費用ですね、印紙、切手代等の返還を求めるということですね。わかりました。

○議長（滝田志孝） 13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） この訴えの提起であります、全部で10市町が絡んでいるようでありまして、トータルで4,500万でありまして、うちのほうが2,400万円。これらの費用で133万円、今回、弁護士費用がかかって、これで決まればその場合260万円成功報酬として払わなくてはならない。これなんです、これは各市町それぞれがもつわけでありまして、これはトータルで最終的に決まれば幾らになるんですかね。それは各市町のやつがわからないとわからないのかと思います。それがわかればお示しをいただきたいのと。

全員協議会を24日にやったときに、報道機関に退出してもらってやりましたね。宇都宮は公開だったんでしょう、あれ。25日にぼんと新聞に出た。あれ、おかしいなと私は思いましたが、それは課長のほうから議長に非公開でやってくれという要請をしたのか。議長が判断してこれは非公開がいいと思ったのか。どっちがだれがこれを決めたんですか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） この件につきましては、現況の問題ですね。議決前に報道されてしまってよろしいのか。今回、議決後報道されたのが妥当なのか。そういうものをいろいろ勘案して、今回の全員協議会につきましては、私のほうでお願いして非公開でお願い申し上げたいというふうにお話を申し上げました。

それから、先ほどの各10市町ございますが、それらについては県のほうの要請がございまして、それぞれ提出議案の時期等もございまして、差し控えてくれということがありますので、それらについてのそれぞれの各10市町の費用についても差し控えたいと思いますが、それらについての10市町については、足並みそろえて県と同じような弁護士をお願いする予定でございまして、しかし、それぞれの成功報酬については額とかそういうものによって若干異動がありますので、それらについても今出ませんので、これもご理解賜りたいと思います。

うちのほうは4,200万円の半分になりますので、そうなるとすれば大体成功報酬はその倍ということになれば、そのほうの倍ぐらいの計算になるということで想定をお願い申し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（滝田志孝） 13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） そうしますと、結果論になってしまいますけれども、うちのほうで

非公開でやっても、宇都宮市が公開でやれば、関連しているやつだから報道されるのは当然ですし、5番議員が今質問した10市町はどうなんですかと言っても、それは言えないといえども、結果的にはいつかはわかると思うんですが、議案を出していて、素朴な質問に対してその答えが出てこないということになると、なかなかこれ、審議するにもちょっとバックギアが入ってしまうような気がするんですが、その辺の考え方として、これからもこういう問題があったときには、うちのほうは非公開でずっとやっちゃって、ほかから漏れても構わないというスタンスでいくのか。その点についてお聞かせをいただきたい、方針。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） たまたま今回の報酬につきましては、県の監査を受けてそういったものが発覚して、県がそういうことで提起をして、今、最高裁までいっている段階でございます。したがって、県は県としてやっております、報酬の不当利得物については、原則はそれぞれ各自自治体でやることでございますが、同じ内容でありますので、県と関係市町村が連絡提携をしながらやっていくということございまして、基本原則はそれぞれ10市町がそれぞれ提起を起こすということですので、ご理解を賜りたいと思います。

これは共同で提訴はできませんので、あくまでも那須烏山市単独で竹山会を提訴するということございまして、宇都宮市は宇都宮市で竹山会を提訴するというそういう手続。共同で10市町が提訴するということではできませんので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（滝田志孝） 13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） 10市町が絡んで、今現在進行形で進んでいるのがうちのほうと宇都宮市、この2市、あとの8市町、どこだかわかりませんが、提訴するかしないかはわかりませんよと。こういうスタンスでよろしいんですね。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 条件としてはそれぞれ10市町村はやる予定でいるようございまして。ただ、それぞれの議会等の提出議案時期といったものがまだ未定でございますので、今までのところ差し控えていただきたいというのが県の指導でございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） そのほかに質問等ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第10 議案第1号 平成22年度那須烏山市一般会計補正予算第4号についてから日程第15 議案第6号 平成22年度那須烏山市水道事業会計補正予算第3号については、いずれも補正予算に関するものでありますので、この6議案について一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

---

◎日程第10 議案第1号 平成22年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）  
について

◎日程第11 議案第2号 平成22年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

◎日程第12 議案第3号 平成22年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第13 議案第4号 平成22年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第14 議案第5号 平成22年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第15 議案第6号 平成22年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3

号) について

○議長（滝田志孝） よって、議案第1号から議案第6号までの6議案について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第6号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第1号は、平成22年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、一般会計予算を1億2,967万2,000円増額をし、補正後の予算総額を128億2,238万5,000円とするものでございます。

今回は、平成22年度第4四半期に入るにあたり、事業費の精算、確定に伴うものや、速やかに対応しなければならない新たな事務事業が生じたことから、補正予算を編成したものであります。なお、人件費につきましては、ただいま可決をいただきました給与改定に伴う減額及び職員の早期退職に伴う退職手当組合負担金等の増額を補正をいたしております。

主な内容について、ご説明申し上げます。まず、歳出であります。総務費、市制5周年記念式典の開催に伴う予算計上をいたしましたほか、やまびこの湯の鑑定評価のための業務委託料を新たに計上いたしました。

交通安全対策費は、道路反射鏡修繕料の追加計上でございます。

民生費は、地域福祉寄附金を基金に積み立てしたほか、平成21年度私立保育所運営費補助事業の実績報告に基づく補助金償還金を計上いたしました。

衛生費は、地域子育て創生事業費の確定に伴う予算措置であります。

労働費は、雇用対策事業の特大事業である緊急雇用創出事業費補助金を使つての公募提案型雇用創出事業を9月補正に続き実施するものであり、今回は主に40歳未満の若年層を対象とした事業を実施するための予算措置であります。

農林水産業費は、県単独土地改良事業費の確定及び市単独林道整備事業は、補助対象に該当しなかった事業費を計上いたしました。また、道の駅基本構想に関する検討資料等を作成するための委託料を新たに計上いたしました。

土木費のうち道路整備費は、国の道整備交付金事業補助金の増額が認められたことに伴う富士見台工業団地線等整備工事費の増額補正及び事務費が補助対象から除かれることに伴う一般財源の充当措置であります。

消防費は、日本消防協会から多機能型消防車両800万円相当の交付決定による配備諸経費を計上いたしました。

教育費の主なものは、つくし幼稚園通園バス2台のうち1台を更新するための予算措置であります。もう1台は新年度予算で計上する予定であります。南那須B&G海洋センター施設整備費は、改修工事を来年度実施をするための設計業務委託料を計上いたしました。

南那須給食センターは、老朽化して故障が続くボイラー施設の本体を交換するとともに、付帯設備の修繕料であります。

災害復旧費は、本年6月28日及び9月27日の集中豪雨による市単独の農業施設災害復旧事業費（復旧工事1カ所、事業費補助金1カ所）を計上いたしました。

次に、歳入であります。国庫支出金につきましては、道整備交付金の追加交付決定に伴う増額であります。県支出金は、緊急雇用創出事業費補助金及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金などが主なものであります。

市債は、道整備交付金事業の増額に伴う合併特例債を増額いたしました。不足分につきましては、前年度繰越金及び地方交付税のうちの普通交付税について額が決定をいたしましたので、増額をいたしました。

寄附金につきましては、民生費寄附金、塩野目一男様、市内小学校運動会開催時出店露天商一同様、匿名様、また、ふるさと応援寄附金を「神奈川南那須会」会員の船山和美様、笹崎金平様、古口宏様、高津戸健造様の4名と、3回目になります小鍋泰弘様、そして匿名2名様から賜りましたものであります。それぞれ、その趣旨に沿いまして予算措置をいたしましたが、ここにご芳志に対し深く敬意を表し、ご報告を申し上げるものであります。

次に、議案第2号は、那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第3号についてであります。提案をいたしました補正予算は、事業勘定及び診療施設の勘定であります。

事業勘定の補正予算額は、歳入歳出額にそれぞれ151万円を追加し、補正後の予算総額を33億8,260万円とするものであります。

内容につきましては、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費に係る所要額を計上したものであります。財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、診療施設勘定の補正予算額でございますが、歳入歳出額にそれぞれ700万円を追加し、補正後の予算総額を9,687万7,000円とするものであります。

内容につきましては、七合診療所における診療件数が増加をしていることから、医薬材料費に不足を生じる見込みがあるため所要額を計上したものでございます。これらの財源につきましては、診療収入をもって措置いたしました。

なお、本案は、国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ております。

次に、議案第3号 那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ149万1,000円を追加し、補正後の予算総額を5,309万1,000円とするものであります。

主な内容につきましては、職員給与費の精査並びに駐車場の舗装修繕費を計上したもので、財源につきましては前年度繰越金をもって措置いたしました。

議案第4号は、那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ1,278万9,000円を追加し、補正後の予算総額3億1,878万9,000円とするものであります。

内容につきましては、保険基盤安定負担金の決定に伴い不足する後期高齢者医療広域連合納付金について、一般会計繰入金を財源として計上するものでございます。

また、健康診査事業の1つといたしまして実施をしております人間ドック検診事業費につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合特別対策補助金の交付申請を予定しており、これを財源とすることで一般会計繰入金の減額補正を計上いたしました。

同事業につきましては、あわせて平成21年度事業費の清算を行い、同事業費として繰り入れました全額を一般会計へ繰り出すこととし、前年度繰越金を財源として措置いたしております。

議案第5号は、那須烏山市介護保険特別会計補正予算第2号についてであります。本案は、歳入歳出額にそれぞれ1,641万1,000円を増額し、補正後の予算総額22億603万1,000円とするものであります。主な内容につきましては、ただいま可決をいただきました介護老人保健施設の介護報酬の過払い分の返還を求める訴えの提起に要する経費及び不足が見込まれる介護給付費などの所要の補正並びに地域支援事業にかかる財源の振り替えであります。

返納金につきましては、施設介護サービス費の財源を調整し、事務的経費等の財源につきましては、国、県等支出金、繰入金をもって措置いたしたいと思っております。

次に、議案第6号でございます。那須烏山市水道事業会計補正予算第3号についてであります。本案の主な内容は、老朽化等に伴う水道管の漏水等の修繕のための配水及び給水費を410万円増額し、さらに現在建設中の新愛宕台配水池に送水する送水ポンプ場用地取得のため、その購入費として固定資産購入費810万9,000円増額するものであります。今回、これによりまして収益的支出を5億4,468万7,000円とし、資本的支出を4億6,225万7,000円とするものであります。

以上、議案第1号から議案第6号まで一括提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時07分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 平成22年度の各会計の補正予算でございます。ページごとに何点か質問したいと思いますので、よろしくをお願いします。

合併5周年を記念する費用というのは、この項目でいうとどれなんでしょうか。その関連事業についての、いつどのようなものを、先ほど表彰条例ができましたので、それを2月20日ごろと予定しているようでございますが、それが5周年を記念した事業の一環の中でやられるのかなというふうにお見受けしたんですが、その内容についてご説明いただきたいと思います。

次に、14ページですけれども、放課後児童健全育成事業費76万6,000円とありますが、その下にも地域子育て支援広場型事業費2万6,000円、これはどこの放課後児童クラブの育成事業の内容なのか、放課後児童クラブの参加児童がふえているためにこのような増額がされているのかどうか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

15ページの母子健診事業費の中で24万8,000円、安心こども特別対策事業費県補助金というふうにあります。これはどのような中身なのかご説明をお願いしたいと思います。

あとは18ページですけれども、非常備消防総務費20万1,000円という中身と、その下の消防団活動費17万6,000円、これについても説明をお願いしたいと思います。

その下に防災無線等管理費39万6,000円とありますが、防災無線は旧南那須町地域しかございませんので、これについてもどのような内容なのかご説明をいただきたいと思います。

20ページの文化財保護費13万円ということでございますが、これは烏山城関係の発掘調査費なのか。全く別な使い方なのか、これについてもご説明をいただきたいと思います。

南那須B&G海洋センター施設整備費でございますが、637万円でございますけれども、これは前に説明のあった事業内容全体という理解でいいのかどうか。その中にはこのB&G財団の看板等の修繕費もあったかというふうに思うんですが、それも含めてなのかどうか。ご説明をお願いしたいと思います。

さらに、国民健康保険関係でございますが、今般は、この事業会計につきましては職員人件費等がありまして、さらに施設管理費では七合診療所の薬品関係700万円増加、これは大変なプラス費用でございますが、このように需要が非常に高いために薬品がこれだけ必要だとい

うような理解でよろしいのかどうか。直接補正予算にないので、質問しても答弁されるかどうか分かりませんが、那須南病院の絡みでございますが、85名の看護師が来年15名おやめになってしまうために、50床の療養病床を当面休止するというところでございますけれども、これについても全員協議会で説明がありました。

しかし、その後、広域行政も開かれまして、その手当の増額ということも議決をされているわけでございますが、簡単に言えば、そういう給与とか報酬とか手当とかそういうものが低いというだけでなく、正確であるかどうか分かりませんが、お聞きしましたところ、いわゆる一般事務職とそういう現場での労働、簡単に言えばお医者さんと同じように朝から夕方まで勤めて、夜勤の場合はそのまま次の朝まで仕事をする。こういうような勤務をされているような看護師さんもいらっしゃる。

結局、一般の診療所でありまして、朝から夕方まで勤めればもうそれでうちに帰れる。こういうような条件の中で、やはり生活の安定とかいろいろな問題も含めて、どうしてもそういう大変な勤務体系よりは自分の生活の安定のためにいろいろな引き合いの中で、ほかの病院や診療所等に流れるようなことになってはいいのかなというふうに考えるんです。

そういう意味で、そういう看護師さん等のいろいろな意見や要求などをお聞きしながら、大変な激務の中でも、この那須南地域の中核的な医療機関としての役割を担っているわけでございますので、その辺の使命をご理解いただいて、大変であるけれどもやりがいのあるというか、そういうような職場にするためにも、単に手当をふやすというだけでなく、働きやすい職場として改善するような手立てが打てないものかどうか。

これはほかの県内の病院等の状況もわかりませんので、一概には言えませんが、そういう点も含めてなるべく医療スタッフの体制を整えていただいて、本来の使命、役割を果たしていただければというふうに老婆心ながら思うわけなのでございますが、その辺のコンセンサスが得られるような環境があるのかなのか。その辺の観点について、ちょっともしお答えをいただければお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） それでは、今の部分につきましては、私のほうからお答えをいたします。那須南病院、苦渋の決断の末に、当面1月末で療養型病床を休止をさせていただくことにいたしました。その理由は、ご指摘のように、85人いる看護師のマンパワーが15人不足をするということから発生したものでございます。

その打開策は、病院内、組合を挙げていろいろと検討してまいりました。でき得るところからやっというのではないかというのが基本的な姿勢でございまして、そのようなことで過日の

25日の広域の臨時議会において、宿日直手当の増額と特殊勤務手当の増額を議決をいただいたところでございます。

これは新聞でも発表させていただきましたけれども、第1弾ということでもございまして、必ずしもこの手当がそういったマンパワーの確保につながるとは私も思っておりません。今、言われているように、この3Kとも言われる、今は9Kとも言われる看護師業務についての待遇改善は、精神的なものから肉体的なものから、各般にわたって来るだろうと思っております。

したがって、今、ご指摘のご意見等も当然真摯に受けとめさせていただきます。したがって、この待遇改善も含めて、そういった環境の改善、今、病院を挙げてあるいは組合を挙げて取り組んでいるところでございますので、今後ともひとつ温かい目でご支援をいただきますようお願いをいたしたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 総務関係で2点ほどありましたので、私のほうから、まず12ページの合併関係の記念式典関係の経費はどのようになっているかということですが、12ページの総務管理費一般管理費の中で、今回、報償費29万4,000円、需用費15万3,000円、今回予算はあくまでも44万7,000円でございますが、既存の予算、当初でもある程度5周年の式典という形で幾らか見ていましたので、合わせますと78万円ぐらい見込んでおります。

これは記念品、先ほども額縁とか記念品、そんなものが大体37万円前後見えています。そのほかに、被表彰者に記念品の額とか賞状などを入れていただくような大きな袋もつくらなければなりません。パンフレット、これもそれぞれの被表彰者の名簿とかそんなことも入れたパンフレット、それから賞状の印刷、そんなものを含めておおむね78万円ほど見ているところ、今年度は特に過去5年間の集大成のような、今までできなかった部分もありますので、そんなものも含めて今年度は特にかかるといってご理解いただければと思います。

それから、18ページの消防費関係です。非常備消防総務費20万1,000円については、女性消防隊の制服であります。前にもお話ししていますように、当初10名で見えておりました。それが今のところ17名にふえておまして、予算的に7名分不足してしまいました。ただ、申しわけありません、事前着工で。服装だけは着ていないと通常点検になりませんので、既にもう手配はしておりますが、その不足分20万1,000円を今回措置させていただきました。

それから、消防団活動費17万6,000円については、先ほど市長のほうからも本市の非常備消防団の活動の評価、女性消防隊の評価をいただいて、多機能型の消防自動車の寄附をいただきました。これらの諸経費といいますか、公課費、陸送、向こうから送ってくる陸送費、そんなもろもろの経費が17万6,000円かかるということで、今回措置をさせていただきます。

たということですが。

それから、災害対策費39万6,000円でございます。この内訳につきましては、まず、需用費で4万5,000円ほど措置しています。これは防災無線の子局の雷災害がございまして、保険の歳入でも見ているんですが、それらの修繕費が4万5,000円ほどかかっているという形になります。

それから、35万1,000円、負担金で見てございますが、これは県の防災行政ネットワークの負担金後期分という形で35万1,000円ほど今回措置させていただいたということですので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 堀江こども課長。

○こども課長（堀江久雄） 3点ほどご質問がありましたので、お答えを申し上げたいと思っております。まず、14ページですね、放課後児童健全育成事業、これは江川小学校の学童クラブなんですが、ここは校舎の裏側を通って迎えにきていただいております。あかりがちょっと不足しておりますので危ないという保護者からの要望がありましたので、街灯を1基設置するものでございます。

それから、地域子育て支援広場型事業、これは今年度から県単事業でこども館のほうで行っている事業でございます。小さいお子さんも対象にしていますので、お昼寝用のマットがないということで、それを購入するための費用でございます。

それから、15ページの母子健診事業の安心こども特別対策事業費県補助金、これは県の安心こども基金の果実運用型の事業でございます。当市においては、ここの部分については発達障害の子が最近非常に目立ってきておりますので、それらの検査器具の購入を予定しております。2分の1県補助ということになっております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） それでは、20ページの文化財保護費についてのご質問でございます。烏山城関連かというご質問でございますが、こちらは指定文化財保存補修費ということで、実際は掘抜地内にあります耕便門の碑というものがかなり傾いておりましたので、そちらを建てかえるというか修理するという費用の2分の1補助でございます。

また、南那須B&G海洋センター施設整備費、こちらも過日、議会の全員協議会で平成23年度に本体工事は実施する予定でございますが、本年度中にそれらに伴う実施設計書をあげたいということで、今回、補正予算措置をしたところでございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） それでは、七合診療所関係の医薬品の700万円についてでございますが、現在までの七合診療所の経営状況を若干説明したいと思います。

昨年10月に本間先生を迎えまして約1年経過してございますが、その診療件数でございますが、平成20年から平成21年度の実績等は9月に報告しておりますが、対前年比117%ということで伸びております。昨年平成21年度の4月から9月までと、ことしの平成22年度の4月から9月までの比較をしますと、件数的に958件プラスで対前年伸び率148%ということで、市内はもとより市外からも患者が来ているということで、非常に先生の評判が上がっているところでございます。

当然これらに伴いまして、日数的にも同じように前年度9月からことしの9月を比較しますと、実数的には152%ということで、ご存じのようにすばらしい状況になっているわけでございます。

ちなみに、小児科ということで当然小児科が多いんですが、ゼロ歳から6歳まで、本来小児科というと12歳までですかね、を言うんですが、ゼロ歳から6歳までの受診率は24%、ですから実際に小児科となればこれ以上現実的には上がっていったということでございます。

そういうことで、非常に患者が多いということで、当然医薬品が多くなります。当初見込みより、1カ月当たりの医薬品が150万円ぐらい多くなっているということで、今後の不足が見込まれるということで今回700万円の補正を上程したわけでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） それでは、3点ほどお伺いしたいと思います。16ページの農林水産業費の中で、委託料100万円、これは先ほども説明がありましたが、道の駅の施設整備事業、これは補正をとっていただいたんですが、既にこの問題につきましては、庁内にプロジェクトチームをつくっていろいろ調査、先進地に視察、調査研究をしているようでございますが、その経過についてまずお伺いしたいと思います。

それと、17ページの第8款土木費のうち道路施設改良費5,500万円ということですが、これは右を読むと7路線が工事の対象になっているようでございますが、そのうち、田野倉大金線、この工事については一部やっておりますが、聞くところによりますと、日の出書店の反対側ですね、2件ほどありますが、なかなか土地移転とかができないというようなことを聞いておりますが、これらのことが解決してこの工事費の中に入っているのかどうか。もし、解決しないとすれば、いつごろ解決して道路工事ができるのか。その見込みにつきましてお伺いしたいと思います。

次に、19ページの第10款教育費の中に、社会教育総務費、これが人生の並木道管理費育

成費55万6,000円計上しております。これについては、私もあまりわかりませんが、多分緑地運動公園の入り口の記念樹の関係の事業だと思いますが、これらの内容についてお伺いしたいと思います。

以上3点お伺いします。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 道の駅整備事業の業務委託料について、その経過についてご説明申し上げます。

9月の一般質問でちょうど2カ月強たっておりますが、現在、県内17の道の駅等について、各班に分かれまして視察、研修を行って、それぞれの機能といいますか、そういうものについてのとりまとめを集約して終わったところでございます。

今回の100万円の業務委託料等につきましては、マーケットリサーチといいますか、プランニングの場でよく使う常套なのでございますが、整備構造策定にかかりますフィージビリティスタディと言いまして、計画された事業やプロジェクトが実現可能か。また実現することに妥当性があるか。その市場性、投資性、採算性、こういったもろもろの点について、職員の視点では気づかない見逃しがちな事項等について、広くコンサルタントの意見を聞くための諸費用でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 岡都市建設課長。

○都市建設課長（岡 清隆） 2点目のご質問につきましてお答えを申し上げたいと思います。田野倉大金線、日の出屋さんの入り口付近は用地はほぼ決まりました。ただ、移転するのに住む場所がない方がいるわけでございまして、その方のその場所が見つかり次第、大丈夫ということになります。なお、車道の幅につきましては、今、実施して終わっている車道の幅でいきますけれども、若干歩道が狭くなるということになります。

そういうことで、本年度中に工事を完了したい予定で進めております。したがいまして、今回の補正額の5,500万円の中にはこの分については含まれておりません。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） それでは、人生の並木道管理育成費55万6,000円についてご説明申し上げます。

こちらは小河原地内荒川堤防の河川敷にあります桜並木がかなり密植状態で、病気等も発生しております。また、春先の火災で枯渇木等もございまして、これらの処理、それから病気等の対策ということで、それにサザンカ等もかなり荒れた状態になっておりますので、こちらも今

回、管理するというところで計上したところでございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ただいま答弁していただいてわかったんですが、道の駅の整備費、非常に難しい言葉が出たようですが、市場性あるいは投資性、採算性、そういうものを勘案していくためには、コンサルタントの方によく指導していただいて検討していくということですが、このコンサルタントというのは、まだ決まっていないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。この補正予算のまだ概数がわかりませんので正式な手続はしておりませんが、内々で市に出されております指名願等の下調査は実施中でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） この問題については、市民の方も大分関心があるようでございますので、できれば早急に進めてもらって、平成23年度にはもう基本計画ができるような方針でひとつ取り組んでいただきたいというように要望しておきたいと思っております。

それと、道路新設改良費については、今、説明がありました、土地は決まったのだが移転先が決まらないということでございますが、ひとつこれも早急に物色してなるべく早くできますようお願いしたいと思います。

それと、入り口のほうは若干狭くなるということですね。やむを得ないかと思うんですが、これらにつきましてもよろしくお伺いしたいと思います。

それと、人生の並木道、私はこれ、小河原の向こうのほうだったとは思わなかったんですが、伐採事業だということですが、わかりました。

以上で質問を終わります。

○議長（滝田志孝） 答弁はよろしいですか。

○9番（板橋邦夫） いいです。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま上程されている平成22年度の市の一般会計補正予算、それに関連する議案第1号から第6号までについて4点ほどお伺いしたいと思っております。

まず、初めに、12ページの第2款の総務費1一般管理費の説明の部分に、職員人件費4,897万円とあるんですが、これは説明の部分、今回の一般会計補正予算を見ますと、職員人件費がふえているところがあったり、減額になっているところがあったりするんですが、

この総務費の職員人件費4,897万円、これはなぜこういうふうになっているのか。ちょっとその辺についての説明をいただきたいと思います。教えていただきたいと思います。

2点目は、同じページの8目企画費の、やはり説明のところにございます総合計画策定事業費120万8,000円とございますけれども、これは10カ年の総合計画とは違うのか。この総合計画というのは何を指して言っているのか。何のための策定事業費なのかについてのご説明をいただきたいと思います。

それから3点目は、今、板橋議員のほうからも質問がございました16ページの第6款農林水産業費、目の農業施設費の委託料100万円、道の駅施設整備事業、これは私、今回本定例会において、道の駅について一般質問をしようと思っているので、あまり多くは聞きたくないんですが、今の課長のお話ですと、市場性、投資性、それから計画性等について、今回委託料を100万円計上してコンサルタント会社とかマーケットリサーチ会社に委託をするんだということとございます。これは当然そういうことであれば、ある程度特定の場所を指定されているのかどうかについてだけ1点だけお伺いしておきたいと思います。

それから、次は、第3号議案 熊田診療所の補正予算に関する部分なんですけれども、これは昨年の実績に対して、ことしは診療する患者さんがふえているのかどうか。診療実績がよくまっているのかどうか。その現況について1点お伺いをいたしたいと思います。

以上4点についてお伺いいたします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 12ページの総務管理費の人件費4,897万円ほど増額になっている理由、これらにつきましては節区分のほうにありますように、給料、職員手当、共済費、それぞれの経費、そのほかに負担金、補助金、交付金であろうかと思えますけれども、ほぼ2,660万円ほど計上してございます。一番大きいのは、負担金関係なんですけれども、これは退職手当負担金、これの早期退職の職員が出まして、この場合に特別負担金がかかってきますので、それらの分が2,200万円ほどかかります。それ以外の人件費、給料関係、手当関係につきましては、どうしても当初予算で見ている場合は、去年の今の時点の人数で職員の給料で計算しております。

4月1日は人事異動等がございまして、どうしてもその給料の格差の関係がありまして、その所属課によってはふえるところ、減るところ、そんなことがあって今般ある程度精査しておかないと3月までもたない部分がありますので、精査をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） 総合計画策定事業費の120万8,000円ではありますが、これにつきましては現在、策定してございます総合計画前期基本計画の施策の評価をしてございます。条例を制定させていただきまして総合政策審議会が現在ございますが、これらの施策チェックあるいは単独事業の事業仕分け、これは実施しているところでありますが、当初予算では、委員11名の12回分を見てございましたが、現在実績としまして1回の会議に13名あるいは14名、14名が定数なんです、これらの1回当たりの委員の出席数の差によりまして、回数は同じなのでありますが不足が生じますので、不足分を補正いたしますとともに、今後、ことしまでございました行財政集中改革プラン、いわゆる行財政改革と申しますか、その基本となる計画がございましたが、本年でその計画が満了になったということがございまして、本年から市のアクションプラン、第2弾の行財政改革を行っていく上での計画を策定する予定としておりますので、そのプランのプラン策定の基本となる部分の業務委託を出す予定としておりますので、その委託料と合わせまして120万8,000円でございます。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 箇所づけ等のご質問でございます。現在、内部プロジェクトで道の駅について検討しているところでございまして、あと関係機関と下協議を実施しているところでございまして、箇所づけ等についてはまだまだこれから先ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

国庫補助をいただいでつくる予定で進めておりますので、そのためには一般的な計画の策定といたしまして、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計とこういう一連の流れを踏みまさんと、国庫補助の土俵にのぼれません。そういうことでご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） 熊田診療所の経営についてというご質問かなと思います。熊田診療所の利用状況なんです、現在までの昨年度の9月までの比較ということで、件数的には98%でございます。おおむね前年並みに推移しているということでございます。

また、日数につきましては、若干102%でございますから、これらにつきましても前年同様かなと考えております。また、それらに伴う費用額でございますが、費用額につきましても、現在までは106%ということで、昨年から9月までを比較しますと、本当に若干ではございますが伸びております。

これらの要因は、国民健康保険関係が地元の方が国民健康保険の方が若干ふえている。ただ、社会保険の関係ですね、若い世代の方につきましては、若干減少の傾向にありますが、総体的

には徐々に回復してきまして、今のところ昨年並みにいくのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 一般会計補正予算の最初に質問した職員の人件費については了解をいたしました。

それから、2点目の8の企画費、アクションプランをつくるための委託料だということなんですが、私も前にこのアクションプランの基本構想の文章はを見せていただいたような気がいたします。大変立派なすばらしいことが書いてございます。こういうものを委託しないで、優秀な職員がいるわけですから、できれば自前でできるようにならないのかなというふうに思うんですが、その辺について再度お伺いいたします。

それから、3点目にお伺いいたしました道の駅の施設整備に関する委託料の問題、今、課長の答弁では、市場性、投資性、計画性、そういうものについてのマーケットリサーチをするんだ。それから、これをやるに至っては、事前のいろいろなシミュレーションが必要だ。また、基本計画、実施計画等々が必要なんだ。場所についても、まだまだ絞られていないんだということでございますけれども、であれば、このマーケットリサーチというのは大体場所を特定してリサーチするのが、私はマーケットリサーチじゃないのかなと思うんですが。

例えば南那須地区につくるのに烏山のマーケットリサーチをしてもしょうがないし、烏山につくるのに南那須のマーケットリサーチをしてもしょうがないわけですよ。大体絞られていなければ、またやる意味もあるのかなと思うんですが。あまりこれ以上はちょっと、私の一般質問のほうにもありますので聞きませんが、ちょっとその辺のことについてお尋ねを再度いたしたいと思えます。

それから、4点目の熊田診療所の問題なんですが、今の課長のご説明ですと、昨年同様の実績はいつているということでございます。ただ、以前の熊田診療所の実績までにはまだ届いていないのかなというふうに私は思っているんですが、もし間違っていたら悪いんですが、さらに患者さんがふえるように努力、また指導もしていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） 今回、お願いしますのは、行財政改革アクションプランの本編部分を一応予定をしております。約100ページ程度になるのかなと。それ以外の内容等につきましては、現在施策チェックをしておりますので、そういうものと絡めて職員の英知を結集しまして、最終的にはそれらとあわせた行財政アクションプランを作成していきたいというふうに思っています。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） ご質問のマーケットリサーチの全体像の件でございます。基本構想のフレームの考え方というのについて、私ども農政課が今考えていることについてご説明申し上げます。全体から絞り込んでいく。そのような手法を使いたいと思っております、構想の中では道の駅の整備方法、目的ですね、策定方針、続きましてコンセプト、どのような特色を出すか。他との差別化、それに歴史、文化、産業、景観、観光、人の流れ、多角的な面からの掘り下げが必要かなと思っておりますし、全体計画の中でコンセプトを実現するための全体像の計画とか、顧客誘導、また、新たなニーズの検討、そのようなことをして、さらに導入機能の検討、そしてゾーニング、位置の決定、候補地ですね、そのようなことのステップを踏んでやっていきたい。このようなことで考えておりますので、パブリックコメント、また議会の皆様方のご指摘、このようなものに耐え得る資料を作成したいと思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 熊田診療所を初め関連があります診療所関連は、私のほうからお答えいたします。

1年前に本間医師が七合診療所、さらに先の1年前に有我医師、そしてことしの4月からは境診療所に梶田医師ということで、正職、嘱託の別はあれ、この3診療所に常勤の医師が確保できたわけでございます。

そのようなところから、定期的に市長と面談を計画をいたしまして、過日、3診療所、これは担当課長も同行させまして、約60分から90分ぐらいの時間で面談をしてみました。その中で、熊田診療所については、今、議員ご指摘のとおり、前島田医師、昨日他界をされましたけれども、に比較をいたしますと、売り上げからいたしますと大変落ちていることは事実でございます。独立採算でやっている以上、やはりこの健全経営が第一だということを強く私のほうからお話をさせていただいて、十分理解をしたというふうに私は感じております。

ただ、この3診療所の医師ともに、自分が持っている医療理念というものがございます。かなり独特のものもございます。そういう中で、有我医師の医療理念はかなり独特のものでございます。しかし、私どもは職員としてこの医療職にあたっておりますことから、もちろんその医療理念を阻害するということは適切ではない。

このようなところから、まずは何と言っても、健全経営に向けて最大限の努力をするようにということを強く再三お話をしたわけでございます。十分本人も自覚をしておりますので、今後、地域医療の充実に向けてさらに私は期待をしているところでございますので、以上答弁とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） また、2番目の質問の企画費のアクションプランですけれども、これはできるだけ市の職員の中で書けるような努力もそろそろする必要があるのではないのかなと私は思っております。それだけに言うことはとどめておきたいと思っております。

それから、この道の駅の整備に関する委託料、これも今、課長はいろいろ市場性だ、投資性だ、実施計画だとやっておりますけれども、いつまでにめどをつけられるのか。その辺のことも後で私は一般質問をしますので、きょうのところはこの辺でとめておきたいと思っております。

それから、熊田診療所の件に関しましては、ただいま市長のほうからもご答弁をいただきました。また、今後とも市長におかれましても、また、担当課におかれましても、鋭意指導といいますか、指導とかいろいろと連携を取り合って、さらに以前の実績に達するような努力をお願いしたいなというふうに思っております。

以上です。答弁は要りません。

○議長（滝田志孝） そのほか。4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 簡単に2点だけお伺いします。14ページの民生費の中の私立保育園施設運営委託事業費270万円の件、それと、次のページでありますが労働費の中の雇用対策事業費1,200万円、先ほど緊急雇用対策等で公募提案型でしかも40歳未満を対象にという説明がちょっとあったんですが、もう少し詳しくこの点だけお願いできればと思います。

以上2点です。

○議長（滝田志孝） 堀江こども課長。

○こども課長（堀江久雄） お答えいたします。14ページの私立保育園運営委託事業費なんですが、これについては各保育園で通常の保育のほかいろいろなメニューの特色ある保育をやっておりますが、当初烏山保育園、病中病後児という病気になっている途中の子供とか、退院してきて間もない子供たちを預かるという事業を予定していたところなんですが、園のほうの都合によって、その事業ができなくなってしまったということなので、その分も国の精算が3月までに間に合わなかったので、今回、償還金という形で多くもらい過ぎていますので、国のほうにお返しをするということの270万1,000円でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木重男） それでは、15ページの労働費につきまして説明を申し上げたいと思っております。

既に9月補正予算におきまして、応募提案型の緊急雇用創出事業を実施しておりまして、既に4事業、15名の方が雇用されている現実がございます。しかしながら、円高が最近何とか

落ち着いてきたなという感じはしているんですが、引き続き完全失業率が5%を超えている。たしか5.1%は超えていると思います。それから、私ども市内のハローワーク管内でございますが、今完全失業率が0.4、県内で比べても10ポイントほど低い状況にございます。引き続きこの応募提案型の雇用創出事業を予算を計上いたしまして対応してまいりたいと考えております。

先ほど40歳未満という話でしたが、これは雇用対策の中で閣議決定が9月にされております。40歳未満の若年層を主に雇用の創出を図っていくという方針でございます。この場合には、枠が拡大される可能性がございます。今現在ははっきりしておりませんが、緊急雇用対策の場合は同じ方が最長1年までという条件がございます。しかしながら、40歳未満の方につきましては、それを超えても雇用が可能だという方針でございますので、それらを踏まえまして40歳未満の雇用の方が図れるような応募提案型の事業を展開してまいりたいということで、今回補正として計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 第1点目の私立の保育施設の関係は何か特色あるメニューが実施できなかったの、国に返還するんだということなので、その意味はわかりますけれども、これは補正でプラスで支出、こういう処理でいいんですか。予定したものを△で減額するという補正ではなしに。内容はわかりますが正式に答弁いただければと思います。

雇用対策のほうにつきましては、再雇用も含めると若年層の場合には1年を超える場合もあるので、さらに事業費はふえる可能性はあるという含みの説明だったかと思いますが、そういうことであれば、それで了解いたします。

以上です。

○議長（滝田志孝） 堀江こども課長。

○こども課長（堀江久雄） 償還金の件でございます。これについては平成21年度分の精算という形になりますので、本年度の予算であれば、本年度予算額から△で落としていくということも可能でございますが、平成21年度に補助金として受け取ったものを、予算がないのでここで精算が終わった段階で予算を起こして国に返納するという会計処理、これはいずれの部課でも補助事業等についてはそういう方式ということになります。

以上でございます。平成21年度分です、失礼しました。

○議長（滝田志孝） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木重男） 雇用対策について若干補足説明をしたいと思います。

今回の応募提案型、私ども今回の補正につきましては3事業者か4事業者程度かなというふ

うに見込んでおります。既に4事業者は実施しております、それらの事業経過を見ながら、平成23年度、この事業を継続するか否かも判断しなくてはならないところもあります。

当然今のところ、進捗状況も把握しているところでございますが、今回、予算計上するにあたりましては、あくまで期間が非常に短くございます。早くても3カ月間の雇用というふうな状況になってしまいますので、先ほど申しましたように40歳未満の場合には翌年度以降も事業転換ができるものであれば、引き続き平成23年度におきましてもこの応募提案型の事業を実施、継続してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 私の質問事項については、もう既に執行部のほうにお渡ししてありますが、その中ではもう既に議員の皆さんで質問した部分もありますが、私もさらに詳しくお聞きしたい点がありますので、お願ひをしたいと思います。

まず、10ページの歳入ですが、第15款第2項5目1節の緊急雇用創出事業補助金であります。これは当初と9月と今回の分を合わせますと、予算計上額は1億2,545万2,000円になります。これほどの多額の補助金をもらって、この雇用創出の事業を実施しようとしているわけですが、この投資対効果、これは間違いなく上がるのでしょうか。このことについてお伺ひしたいと思います。

次に、11ページの第20款5目の中に、町村会補助金59万8,000円があります。これは9月にも34万円ほどあったわけなんです、これは多分公用車の事故による保険金の収入かと思いますが、事故を起こした場合には相手に対する補償費にさらに市の物損事故、市の公用車の破損した場合、その費用、すっきりこの保険金で賄われたとみなしてよろしいのでしょうか。

次に、支出であります。この件は先ほどの総務課長説明で了解しました。

次に、同じ12ページに第2款第1項8目13節、総合政策策定費ですね。総合政策課長の答弁もありましたが、この策定費は当初にとって、9月にとって、今回また120万円、合わせますとこれに関する予算は228万2,000円になるわけなんです、これはすべてこれから策定事業のためにあわせて執行するという、そういう考えでよろしいのでしょうか。

それと、行政マネジメントシステム事業として、これも当初で40万円、今回10万円、合わせて40万円になるわけなんです、これらについてもうちちょっと内容の説明をお願ひしたいと思ひます。

次に、13ページの第2款第3項1目です。ここに旅券発給事業の管理費、10月からは市の窓口で旅券発給ができることになったことは承知しております。これは当初予算等が

370万円ほど計上してあります。今回は238万円補正するわけで、合わせますとこの事業に609万3,000円になります。この今回の補正理由についてお伺いしたいと思います。

次に、16ページの道の駅の件です。これは私のほうからも改めてお伺いをしたいと思います。先ほど久保居議員のほうからも細々とした質問がありましたが、具体的な構想ですね、担当課長、場所も決まっていない、建物の規模、それに資金計画、こういうのは見込みがあるのかどうか。いかなる方法で運営を図るつもりなのか。また、赤字に陥った場合、責任はだれがとるのか。大谷市長にはその覚悟がとおりなのでしょう。本気で道の駅をつくる考えなのかどうかであります。

今回、委託料100万円を投資して、計画書、調査書をつくった結果、道の駅をつくらないほうがよいとした結論に至った場合、この100万円はむだになるわけですが、市長はそこまで考えておられるのでしょうか。

以上、この点について道の駅についてお伺いしたいと思います。

次に、17ページの第8款第3項1目、これは河川敷でしたね。これは当初で830万円ほどとってありまして、今回290万円減額であります。これは当初予算の説明で、県が工事する急傾斜地の崩壊対策事業2カ所分の負担金というような説明を課長からいただいております。今回、減額になった理由についてお伺いたします。

20ページの教育費関係ですが、第10款第7項1目、ここで給食センター運営費のほうで629万1,000円の補正になっています。先ほど市長の説明では、ボイラーの修理費だといいますが、このボイラーは耐用年数が過ぎて交換するのか。それとも何らかの事故で壊れたために、やむなく修理することにしたのか。これをお伺いしたいと思います。

次に、介護保険の会計であります。介護保険の8ページに第9款第2項2目施設雑入で返納金があります。これは返ってくる金です。これは返納される理由と返納先です、どちらから2,400万円ほどの返納金があるのか、これをお伺いしたいと思います。

次に、水道会計であります。水道会計の2ページに第1款第1項第2目修繕費の410万円があります。これは用途は何でしょうか。課長、ご存じのとおり、9月の決算で取り上げた漏水調査費に充てるのか。また、この事業ではないとしたら、漏水調査費はいつ行われるのか、これもあわせてお伺いしたいと思います。

それにもう1点、同じページに愛宕台送水ポンプ場用地購入費として810万9,000円があがっております。これは私も初めて知るところですが、この購入する土地の面積、現況地目は何なのか。購入単価、その単価は何を基準に決めて810万9,000円の取得価格になったのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木重男） それでは、10ページの緊急雇用対策創出事業費補助金の内容について説明を申し上げます。確かにおっしゃるとおり、当初予算6月補正、9月補正、今回の12月補正ということで、今回の補助金関係合わせまして1億3,467万円になります。内容につきましては10事業、今回の補正が通りますれば、合わせました雇用人数が112名になります。

先ほど申し上げましたように、112名というのは約10ポイント、有効求人倍率、先ほど県と私どものハローワーク烏山の管内の比較をいたしますと約10ポイント大きく開いておりますが、これがなければ、さらに10ポイント低いということもあります。そういったこともございまして、これを積極的に活用しているところでございます。

投資効果のお話がございました。当然のことながら、失業手当につきましては、解雇されてから最長でも約11カ月で切れてまいります。当然その後、雇用対策といたしまして、やはり失業者の雇用というのが非常に大事になってくるということで、生活の安定がこの事業を実施することによって図ることができます。

また、お金がなくて、なかなかまちおこしのこういうことをやってみたいという方につきましても、事実上補助金が100%近い金額で出てきますので、この辺、事業の進捗が図れるものがございます。先ほど申しましたように、これは市の負担は一切ございません。ですから、私どもで十分注意しながら事業の進捗を見守っていかなくては、特に応募提案型についてはそういった対応はしていきたいと思っています。

そういったこともあって、また、新たなビジネスチャンスとか、この事業があることによって雇用する方は変わっても、事業を継続することは、とりあえず今現在、平成23年度までは可能でございますので、そういった継続事業ができるということもメリットかなというふうに、幾つか申し上げましたが、以上が効果というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 11ページの歳入で町村会保険金59万8,000円、これは議員ご指摘のとおり、交通事故の保険でございまして、毎回毎回申しわけなく思っているところでございますが、今回4件のうち3件が自損事故等物損事故、それから、先ほど防災無線の子局の雷被害、これらの被害も保険での対応ということになります。いずれこの4件とも保険での対応。すべて賄えているというような状況でございまして、ご理解いただければと思います。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） 総合計画の策定業務であります。先ほども申し上げましたけれども、委員の報酬、総合政策審議会ですね、この委員の報酬の差額分、さらにもう1点ございましたこの審議会を進めるにあたりまして、後方支援をいただいております。これらの資料作成等に要します不足分、そして先ほどご説明しました行革アクションプランの策定支援、これは本編分であります。これが48万円相当でございます。総額で今回お願いいたしますのが120万8,000円ということで、今後のいずれも支出見込みの額ということになります。

さらに、次であります。行政マネジメントシステム関係でありますけれども、これにつきましては、総合計画において市民参加型の第三者組織をしてございまして、その手法の確立のために本市は宇都宮大学と友好協定を結んでございます。そういう中にありまして、これらを運営していくためにさまざまな大学教授の知的財産をいただいております。それらに要します費用等を、不足分をあわせて回数等がふえたために、今回増額補正をさせていただくための予算措置でございます。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 道の駅の整備手法、費用対効果、採算性等、むだになっていいのか、そういうご質問でございますが、やはり事前調査というのは一番必要だと私もこのように思っております。今までの事業の中で、マイナスの遺産になっているのもないとは言いきれないというのが実態でございますので、そういう中で採算性、費用対効果、また全体的なコンセプト、また、新事業の創出とか多方面からの検討が必要と、このようなことで予算措置をお願いしたものでございますので、もう少しお時間をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） 13ページの旅券発給事業関係の質問でございますが、この補正額238万円につきましては、いわゆる人件費の補正でございます。この適用の説明の欄に管理費ということで載っておりますが、この下に括弧書きでありますように、あくまでもこの補正の財源振替ということでございまして、この旅券発給事務関係の補助が17万円ぐらい当初予定より減額になったということで、この目の財源振替ということでご理解を願いたい。あくまでも人件費のみの補正でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 岡都市建設課長。

○都市建設課長（岡 清隆） 河川費でございます。この負担金は急傾斜地の崩壊対策事業にかかわる負担金でございます。場所につきましては、加熊と川口の2カ所でございます。なお、これは事業費の5%の負担率になります。

なお、先ほど中山議員がおっしゃいました河川費の河川総務費の補正前の額でございますが、859万7,000円、これはほかの節も含めた目の合計額でございますが、この対策事業にかかわる当初予算につきましては750万円を計上しております。

なお、事業が確定しましたので、その確定額が460万円、したがって、当初予算との差し引き額290万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 羽石学校教育課長。

○学校教育課長（羽石浩之） 20ページの教育費学校給食費そのうちの南那須給食センター運営費の中の需用費でございます。先ほど南那須給食センターのボイラー修繕ということでしたが、これは耐用年数が来ているのかというようなご質問でございました。実は、このボイラーにつきましては、平成6年に施設をつくりまして、もう16年たっているボイラーでございます。耐用年数は業者に言わせると8年ということになっております。8年を過ぎましても、今まで何回も何回も修理しながら使ってまいりましたが、どうしても最近点火が悪くなったということで、毎日職員が朝早く来て点火確認をしながら、業者を呼びながらやっている状態でございます。

そういうことで、もしこのボイラーがとまった場合を想定しますと、調理ができなくなってしまいます。センターの一番の中心的なものということになっておりますので、このボイラーがとまった場合には調理ができないということを考えると、今のうち早く直すべきということで今回予算に計上したわけでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 介護保険特別会計の8ページでございますが、諸収入の返納金でございますが、先ほど議案第13号で議決いただきました不当利得の金額2,478万2,238円の分を予算に載せてございます。この返納金につきましては、介護報酬に伴うものでございますので、公費負担50%、保険料50%の形で国庫に25%、県が12.5%、市が12.5%、支払基金が30%と残りの20%が市の介護保険の保険料分というような形で精算をして予算計上しております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 栗野上下水道課長。

○上下水道課長（栗野育夫） 初めに、水道事業会計410万円の修繕費でございますが、これは漏水調査にかかる費用ではございません。本年度既に水道管修繕費として21カ所の修繕に386万2,000円、現在1カ所修理中でございますので、それが23万8,000円、

合わせまして410万円を既に支出しております。なお、水道管の漏水修繕、待ったはかけられませんので、現在までの不足額につきましては全体の修繕費から支出しております。あわせて、これから厳冬期を迎え、凍結等による漏水事故の多発が予想されることから、現に不足額に今後の見込額を合わせて410万円を補正したものでございます。

次に、漏水調査の状況でございます。本年度予算で、各施設、浄水場から配水池に送る水量ですね、流量計及び配水池から各家庭に送る配水管に設置された流量計の正確、果たして出している量と送っている量が正しく作動しているのかどうかということが、まず第1条件でありますので、本年度予算でまず流量計の点検を行います。

次に、これは来年平成23年度の当初予算の話になるんですけども、平成23年度には本年度中にこれまで耐震管を使用した管路及び新たに布設替えを行った管路等は、すべてデータから削除いたしまして、本当の老朽管を効率的に割り出して平成23年度漏水調査ということで、効率的に平成23年度漏水調査を実施したいと考えております。

次にもう1点、愛宕台送水ポンプ場用地購入費でございますが、買い入れ単価は9月に補正予算でご承認いただきましたとおり、不動産鑑定士を入れた単価でございます。結果的には不動産鑑定士から、ここにありますように宅地の1平米単価が3万100円が妥当だろうということが提出がありましたので、その金額をもとに算出して、今回810万9,000円を補正したものでございます。

以上です。（「総合政策課長、合併特例債の残金について、私、さっき質問したような気がするんですが、しなかった、ああ、そうですか」の声あり）

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 大変失礼しました。総合政策課長に1点お伺いしたいんですが、11ページに今回道路整備事業債として1,900万円計上してあります。これは先ほどの説明ですと、合併特例債を活用するという話であります。ならば、この1,900万円を今回借り受けて、あと残り合併特例債は幾らなのかお伺いしたいと思います。

それにもう1点、これは総務課長にお伺いしたいんですが、給与改定の分というのは、先ほどから何回か出ているんですが、条例改正の中で課長答弁では今回の条例改正によって全職員で1,280万円減額になるというようなご答弁をいただいたと記憶しております。ところが、今回の補正予算から私がこれ全部差し引きをやってみました。第1款から当月会計までやりますと、逆に809万5,000円増額になっているんです。この辺の整合性についてお伺いしたいと思います。

以上2点です。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） 合併特例債の関係につきましてお答えをいたしたいと思えます。

本年度平成22年度末見込みで申し上げたいと思えますが、まだ、事業費が確定しておりませんので多少の増減があるかと思えますが、現時点で予算額で申し上げますと、本年度末で予算額どおり借り入れをしますと、累計で47億6,140万円の合併特例債を借りることになります。47億6,140万円でございます。

本市の合併特例債事業の発行可能額、100%と見た場合であります。106億6,850万円でございます。そうしますと、残りが59億710万円が発行可能額となります。なお、合併時に策定をいたしました新市建設計画に基づきますと、新市建設計画においては84億900万円でございます。財政計画上は現在この84億900万円で計画いたしておりますが、今後、平成26年度までが期限となっておりますが、今後の事業推移によりましてはこの額では収まらない可能性がございますので、今後議会の皆様方にも説明申し上げながら、この合併特例債の発行をしていきたいというふうに思っておりますが、この新市建設計画で申し上げますと、差し引き36億4,760万円が今後発行可能額ということになります。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 今回の先ほどの旧条例で削減分1,200～300万円程度になりますよというご説明を申し上げました。これはそのとおりなんですけれども、今回、補正予算はこの給与改定前に編成しておりまして、今回の給与改定分は含まれてございません。あくまでも現時点で給料このままでいきますと、相当多く余る、人事異動との関係で、多く余ってしまう。3月まで支払い切れない。そういう部分を調整して今回、移動させております。最終的に今回の給与改定等に伴う増減分については、3月補正で調整をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 先ほど担当課長から答弁をいただいたうち、この道の駅についてはまだまだ私としても納得のいくものではありません。果たして100万円がむだにならないのかどうか。この辺のところを十分検証してから投資を始めるべきではないかなと、私は感じているところでありますから、さらにこれは慎重を期すべきではないかと思っております。

それに介護保険の関係ですね。2,478万1,000円、これから裁判、訴訟に持ち込んで果たして今年度には解決しないのではないかと思えますが、この確定前にこの額を返納金歳入として予算計上するのはいかがなものかなと私は感じているんですが、この辺のところは予算処理上、問題ないのでしょうか。これが1点。

それと、これは3回になりますので、私、もう1点申し上げたいと思います。今回の補正予算の中に、計画書策定にかかわる予算というのが2件あります。道の駅関係と総合政策課のものがあります。いずれも外部委託をするということになっておりますが、私が感じることを申し上げます。これは先ほど久保居議員のほうからも質問がありましたが、私は、市役所職員として最も使命感を持ってみずからの誇りと情熱を発揮できるもの、これはやはり市の方向性とも言える計画書の策定ではないかと思っています。

やはり、職員はみずから計画書を策定し、その計画書に基づいて予算要求をし、獲得する。そして、事業実施をする。この事業の達成感というのは一般会社の社員ではできません。これは公務員、市役所の職員しかできないことです。こういったことをぜひ皆さん方にはやってもらいたい。公務員としての喜びを味わってもらいたい。そういうようなことをつくづく私は感じているところであります。このようなことを私は要望として申し上げるわけでありませう。

以上です。これはいいですよ。要望は結構ですが、先ほどの予算の関係の介護保険の。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 介護保険の返納金の予算計上の件でございますが、先ほど申し上げましたように、介護保険の過払い分については、それぞれの負担金について調整するという必要がございます。ですので、今回、予算計上いたしました。

議員お考えのとおり、私としても年内にこれが収入が入るという保障はないと考えておりますし、先ほどの議案のときにお話ししましたように2年程度かかる可能性がありますので、下手すると平成23年度も滞納繰越になる可能性はあるかなと考えております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） あとはよろしいですか。

○16番（中山五男） 結構です。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 2点ほどお伺いいたします。先ほどから各議員の方が道の駅の問題、これを非常に議論しているところでありますが、私もこの問題に関しては慎重にやるべきだと。今、道の駅の7割は赤字です。その道の駅をこれからやろうと、それでもう一つ困ったことには、コンサルを頼んで、コンサルなんかがここの道の駅はだめですとか、赤字ですなんて結論は出した試しがない。この人たちはみんな次の仕事を待っているんです。マッチポンプです。地方自治体を食い物にしている。そういうやつらにこれを頼んだときどうなんだと。これから5年、10年先合併特例債は使えない。市の財源は減ってくる。そういうときに何億円もかけてこの道の駅をつくるということ、前のやまびこの湯の二の舞になるのではないかと。こういうふうになったときは困るわけでありませう。

ですから、これは慎重に慎重にやらざるを得ない。それでなくても、茂木の道の駅だってもう既に高齢化が進んでいて、あそこに出荷する人が減ってきてどうします。これから、10年15年継続できるのか。こういう危惧もあるわけです。

ですから、一部の人は私は言いませんが、道の駅の必要性を説く方はいると思います。それは地域の活性化のために必要なこともあるでしょう。しかし、それにはやはり慎重な対応が必要だと。私はこう考えるわけであります。

それともう一つ、七合診療所、これはもう本当に医師の努力によって150%もの、なぜかという患者が多くなったということでしょうが、しかし、そのときに今と同じような看護師の体制でいいのか。仕事は1.5倍ふえたけれども、これはなかなか大変だ。過重労働だと、何とかしてくれないかと。こういう声は上がっていないのかどうか。この2点であります。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 道の駅の建設の是非等のご意見でございます。私ども、今プロジェクトで内部でも実質慎重な意見があるのは事実でございます。将来に禍根を残さないように、そのためにいろいろなケーススタディをやりまして、慎重にやっているわけでございますので、その点のご理解を賜れば幸いです。

現実的な問題といたしまして、7ヘクタールの土地を手当して、そこに合併特例債充当率何%、そしてそれを20年の元利償還でやった場合、幾らの交通量があつて、幾らの人が幾ら買ってくればペイするのか。そのようなことを今、内部でやらせておりまして、それはまだ結論は出ておりませんが、そのようなことでやっております。

現実的な問題といたしまして、今、道の駅は何と言いましてもハイウェイオアシス、高速道路に併設した道の駅で、あと一般道路から入れる、壬生にございますが、このような道路が全国のベスト5に入っております、トップは13億円、20億円の売り上げ、そういうのがありまして、そういうようなものも拝見いたしますと、拙速は許されないと。このような気構えでやっておりますので、もうちょっとお時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） お答えしたいと思います。七合診療所につきましては、先ほど申し上げましたように経営状況が上がっておりますが、その反面、今、議員ご指摘のように、事務職また、看護師の労働関係でございますが、それらにつきましては、診療所につきましてはあくまでも8時半から5時までという診療時間を設けております。

今回、条例改正しまして、従来土曜日が隔週で1、3、5ということで午前中のみですが診療をやっておりますが、先生の要望もありまして、毎週土曜日午前中も診療するようになりま

した。そのかわりとしまして、水曜日の午後を休診ということで、それは対応しているということで、看護師につきましては、2名臨時職員なんです、1名は8時半から5時15分までやっております。あと1名につきましては、看護師の要望で子供の送り迎えもあるということで3時までということで雇用しております。あと1人の男の職員につきましては、市の職員ということでございまして、ご指摘のような現在労働過剰とかそういうことは出ておりません。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 七合診療所に関しては了解をいたしました。

それともう一つ、道の駅、とにかく慎重な意見もあったと、内部には。これは当然だろうと思います。ですから、諸般の情勢を考えれば、私はこの問題に関してはこの予算計上は今議会で決議されたということになると、これがまた一步進むわけでありまして。これはどこへ進むかというところと死の谷であります。そういうところにまで行こうというのが、もう明々白々に近い。明々白々に近いだからね、明々白々と言ったわけではないので。

ですから、この問題に関しては確かに地域活性化、農家の方々、自分の野菜に値段をつけられると。そして、自分たちが収入がある。こういうことはぜひとも必要であります、国の予算で大々的なものを使って、あるいは合併特例債を使うからいい。しかし、つくった後の問題なんです。ここがやはり私は引っかかるのはその後の維持管理はどうなんだ。事業主体はどうなんだとか、こういうものが出てくるので、それは多方面からよほど慎重に検討をしないと、これはやはり10年たったら閉鎖だとか、こういうことになったのではこれは申しわけない。

そんな考えで、私は今の質問をしたわけでありまして、どっちにしても、慎重だというのでありますが、私はこの100万円の計上に関してはバックギアが入らなくなってしまう。もう第一歩のスタートをやめろと。これには認められない。こういう結論であります、これは皆さんが決めることで、課長としてはどんな考えでこれを受けとめるのか。ひとつその辺の答弁だけで結構でありますからお願いします。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 私の答弁の域を超えていると判断しないわけではないのですが、基本的には地域活性化という観点と、また、将来に対しての財政負担、この二律背反の課題に対して必要かつ十分な条件を見いだしていくというのが、今回の私どものプロジェクトの使命だと思っております。

そういう中で、新たな付加価値、新産業の創造がどの程度できるものか。そのようなことを今研究中でございますので、ご提言のありましたご意見等については拝聴させていただきたい。このように思っております。

以上でございます。

○18番（樋山隆四郎） 了解。

○議長（滝田志孝） そのほかに質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号から議案第6号までの6議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第10 議案第1号 平成22年度那須烏山市一般会計補正予算第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第2号 平成22年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第3号 平成22年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第4号 平成22年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第5号 平成22年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第6号 平成22年度那須烏山市水道事業会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第16 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（滝田志孝） 日程第16 付託第1号 請願書等の付託についてを議題とします。

この定例会において受理した陳情書は、付託第1号のとおり5件です。この請願書等については所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

したがって、付託第1号のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（滝田志孝） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、12月2日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。どうもご苦勞さまでした。

〔午後 4時45分散会〕